

しては國債を主とし、補償額の端數額だけを現金で交付することになる模様である。補償金額には所得税を賦課しない。

## 6 新日本銀行の構成

新日本銀行は總裁、副總裁各一名を置き、理事三人以上、監事二人以上を置くが、總裁、副總裁は政府任命、理事は總裁が之を推薦することとした。内容的には云へば總裁獨裁制とし、従來の合議制から統裁制に變へ、理事は各省の局長のやうな地位になる方向を採つてゐる。

新日本銀行員は公務員で、現在臨時資金調整法や外國爲替事務を掌つてゐる公務員と同様の資格と義務をもつことになる。従つて業務上知り得た事柄を外部に洩すときは、官吏と同様の處罰を受けるのである。

新日本銀行法は日本銀行をして國家機關としての性格を増強させ、一面従來の業務上の束縛を脱しやゝ自由な姿勢で街頭に乗出すことが出来ることに改めた。この日本銀行が金融統制會と結びつき眞の機能を發揮する場合、吾が國の金融政策はその實行の部面に於て大藏省の前面に出で、絶大の効果を發揮するものとして注目されてゐる。(十七・一・十七)

## 二、華中に於ける日本軍票、新法幣の

### 躍進と舊法幣の退却

#### 1 舊法幣の支配的地位喪失と其餘喘

上海租界に日本の政治勢力が延長されたと言ふ事實は種々な意味で華中經濟界の極端な變貌を豫想させたが、既にそれは多くの面に於て現はれつゝあるのである。先づ進駐前と進駐後とで最も基本的な違ひを見せてゐるのは通貨問題であると言ひ得る。

華中の通貨と言へば舊法幣と新法幣と軍票の三者である。従來上海租界が舊法幣を支持する最大の地盤であり、上海港を通じて米英に向け輸出され又は輸入される物資は凡て此の舊法幣の價値の裏付を行ふに最も有力な役割をなしたものである。法幣安定資金委員會が毎月一定額の外貨を上海に割當て供給してゐたのも、此の上海港の米英貿易を維持する事により、舊法幣の米英通貨に對する爲替相場を維持せんとした努力の現はれであつた。然るに今や上海租界は完全に米英とは縁が切れ、舊法幣の對外價値も亦新たに再検討されねばならなくなつた。大東亞戰爭の開始によつて中國全土と米英との經濟的交流關係は事實上殆んど絶たれたものと言ふ

べく、ビルマと奥地中國との關係も遠からず切斷される運命にある。米英通貨にその對外價值基準を置いて來た舊法幣は日本、佛印、タイ等の共榮圈通貨以外に對外價值を求めようとしても求め得なくなるのは當然だと見られるのである。

何れにしる表面的に見て舊法幣が華中の支配的な通貨としての地位から脱落したと考へることとは間違ひはないのである。然し米英との經濟關係が切斷された事によつて舊法幣が一片の紙屑化する考へるのは此の際大いに慎しまねばならない。

對外的な價值標準を米英通貨に求め得なくなつたにしろ、國內的な購買力は嚴然として残つてゐるのであり、中國民衆の信用はなほ強力に舊法幣をバックしてゐるのである。之によつて舊法幣の奥地農村に於ける安定性が維持される間は中國の通貨問題はまだ破局には落込まぬのである。

然し斯かる情勢になると、法幣に内在する價值として残された國內的購買力を規定して行くものは何かと言ふと、數多くある中でも最も有力な因素としては、今後の重慶政權の通貨發行高と共榮圈の對華中物資供給力と言ふものが、決定的に作用するであらうと言ふ事は疑ひない。

第一の因素たる重慶のインフレは今迄主として海路香港、華南方面から華中にも重壓を及ぼ

して來てゐたのであるが、之は自由中國と華中占領地區——主として三角地帯——との海上交通が切斷された結果、その波及力が脆弱化するものと豫想される。第二の因素たる共榮圈の物資供給力と言ふものが、華中の法幣問題に關してはかなり大きな役割を占めて來ると思はれる。差當つて共榮圈物資と言つてもそれは日本内地物資又は佛印、タイ方面の物資の華中に對する今後の供給力と言ふ事になる。之を具體的な問題として取上げるのは、大東亞戰爭の戦局の見透しがもう少しはつきりしてからでなければ時期尙早であると言へよう。

## 2 軍票價值の自主性確立

然しこのやうな條件下に置かれてゐる舊法幣に對して、日本側としては慎重な態度で臨む事が要求されてゐる。その事情として租界進駐後上海金融界の指導的責務が我が方に課せられてゐること、今後の華中土產物資の買付に當つて、なほ日本は舊法幣を相當分野に亘つて行使せねばならぬ立場にあると言ふ事の二つを擧げ得る。華中占領地區にはなほ三、四十億元の舊法幣が流通してゐるのであつて、之が價值を日本が積極的にアタックする事は物價高を招來し、必要土產物資の我が方への誘導を行ひ且つ占領地區内民衆の生活安定を願はんとする政策とは矛盾するのである。かゝる觀點に立てば今後共榮圈の指導的通貨となるべき日本圓と舊法

幣との價值關係は極めて重要となつて来る。

現在華中に於ける日本圓の代表者は軍票であつて、現地當局では軍票對法幣相場を去る十二月十六日以後正金銀行上海支店發表の公定建値（二十五圓賣、二十五圓八分一買）に統一する政策をとつてゐる。之は從來市場の需給狀態に基く價值決定に、ある程度放任して來たと云へる軍票價值維持政策にとつては一大進歩と言はねばならぬ。現地の事情としては租界進駐に伴ひ、上海租界金融機構は我が指導下に米英色を一掃し新組織に再編成された。そして此の編成替がかかる軍票の法幣に對する價值關係の自主的規定を、容易に行はしめる情勢を馴致したと言ひ得る。又東亞と米英との經濟關係の切斷が日本をして圓を中心とする東亞共榮圈通貨體系の確立を促進せしめる働きをなした。即ち中央政府に於ても外貨依存爲替政策を一擲し、自主的な日本圓中心の爲替政策を採用するに至つた。是等の事情が華中の軍票政策にも反映し、從來の舊法幣便乗の嫌ひがあつた軍票價值維持工作が抛棄され、かゝる自主的な軍票價值の公定値決定政策への發展となつたものと見るのも妥當であらう。

かくの如き軍票價值公定政策の發足は、一面から見れば舊法幣の價值に對する日本側の干渉政策の出發でもあつて、この政策は華中の生産能力、勞働力と言つたものから割り出した華中

物價の推移と、日本の工業製品の對華中供給力とを睨み合せた上で、慎重に決定實行さるべきものである事は言を俟たない。

現在軍票の對法幣相場は法幣百元に對し軍票二十五圓と決定されてゐるが、日本の政治力の浸透と現地生産力の軍票價值裏付の爲めの動員工作が軌道に乗るにつれて、軍票の地位は更に昂められる方向を辿るであらう事は想像に難くない。但し軍票政策は今日では華中の事情のみで決定さるべきでなく、華北、華南、延いては新たな南方作戰地域の通貨政策とも當然密接に關聯して來るのである。これら地域との物資交流の順調に繼續さるべき價值水準への安定が第一條件であり、延いては之が華中軍票の價值安定の基礎條件ともなつて來るのであつて見れば現地の事情のみでは一概に前途を云爲すべきではないと考へられる。更に華中としては新法幣の地位が今後の軍票の發展性に密接な關係を有する事も注意すべきである。

### 3 新法幣の流通力増大と中央儲銀の地位強化

租界への日本の實力が入り込んだ事により最も好影響を受けてゐるのは新法幣である。進駐直前、昨年十一月末日の發行高は一億六千萬元であつたものが、進駐後約一ヶ月の本年一月六日には二億六千萬元を突破し、實にその間一億元の増發となつてゐるのである。之は進駐後

の敵性金融機關の接收によつて、租界内金融状態がデフレ化したのを補給する役割が相當程度  
儲備銀行に課せられた結果であるのは言ふ迄もないが、他方從來新法幣の流通力がその政治的  
な背景によつて著しく局限せられ、上海租界内ですらその完全なる流通を見てゐたと言ひ得な  
かつた現状にあつたものが、單なる日本軍の租界進駐の一事實によつてかくもその受納力の増  
大、延いて流通面の擴大を來したと言ふ點で極めて注目すべきものがある。これは言ひ換へれ  
ば新法幣の信用の昂揚であり、今迄の新法幣の流通力の薄弱であつた理由は結局それをバツク  
する政治力の缺如にあつたと言へるのである。中央儲備銀行は今や租界の金融中樞としての地  
位を把握し、從來重慶政府側四銀行が支配したと同等或ひはそれ以上の勢力を以て之に君臨す  
るに至つた以上、日本の國民政府への育成強化の努力が今後とも強力に續けられるならば、新  
法幣の地位特に國家中央銀行として、また發券銀行としての儲銀の立場は愈々昂められるに違  
ひない。

既に租界内華商銀行は進駐直後、新たに銀錢業聯合會なる組織をつくつて、この機關を通じ  
中央儲備銀行への全面的協力を誓つてゐる。しかし彼等は絶えず日本の國府への援助が何の程  
度に繼續されるものであるかに深甚なる注意を拂つてゐるのであり、日本としてはこの際特に

此の點に留意して、國府援助の態勢において彼等に疑念の生ずる餘地なき態度を維持し續ける  
必要があらう。

今日の新法幣の成長は明日の完全なる幣制の基礎を作るものであり、華中に於ける軍票とし  
ても將來この新法幣に負擔を轉嫁すべき日の來るのは當然である。又重慶との全面和平の實現  
を見る日を期待する事は尙早にしても、今日よりその日の來る事あるを豫期して備へる必要が  
ある。その時に中央儲備銀行を中心とする幣制の建直し工作の行はれるのも當然なりとすれば  
愈々以つて新法幣の強化の爲めに我が國の全面的な援助が集中さるべき時期なることを痛感す  
るのである。

孰れにしる一時間問題となつてゐた新舊法幣の等價關係切離しは、此の新法幣の基礎固めの必  
要と舊法幣に對する積極的アタツクの回避と言ふ點から、今の所早急の實現は豫期されぬので  
あるが、その斷行される時こそ新法幣の完全なる基礎が確立された時期なりと考へてよいの  
であらう。(十七・一・廿四)

## 第六章 大東亞貿易新體系に即應する 日本貿易新體制の確立

### 一、貿易業整備要綱成る

商工省では昭和十六年十二月廿二日貿易業整備要綱を發表し、第三國及び佛印、泰向輸出業者の整理統合及び之が育成の方針を明示した。

業界の一部では今回の對米英戰の進展に伴ひ、南方諸地域との物資交易が急速に激増し貿易業者の仕事は非常に増大するので、中小貿易業者の存在意義は再び増加するであらうから、必ずしも之を今日急に整理する必要なしとの意見もあるやうだが、當局では此の點に就て次の如き見解を持つてゐるやうである。

即ち今後の我が貿易の基調は滿、華、佛印及び泰國並びに逐次擴大されるべき南方占領諸地域内に於ける物資交流を圓滑にし、之等諸地域よりの重要物資の取得並びに右諸地域に對する開發資材、生活必需物資等所要の物資の供給を、計畫的且つ強力迅速なるものにせねばならな

くなるので、之等地域に對する輸出業者はどうしても今後過小なるものを整理して行かねばならない。

又之と同時に現在休業状態にある第三國向輸出商に付いても今後新秩序建設の曉、直ちに之等業者の經驗と技術とを活用する必要があるので、之を一定期間保持育成する事がどうしても肝要となる。其の爲めには一時之等の業者をして圓ブロック貿易に介入することを認めんとするものである。

整備の具體的方針を説明すれば次の如くである。

### 1 整理統合方針

第三國向輸出業者（外商を除く）の企業合同を極力勸奨して輸出業者の規模を差當り次の基準以上に引上げる。この結果從來二千人近くある第三國向輸出商は約二割乃至三割に整理縮小される豫定である。

一、綜合基準としては昭和十四年及び十五年の年平均第三國向輸出実績（佛印及び泰向実績を含む）五十萬圓を最低限度とすること

二、商品別基準——商品別に例へば雜貨とか自轉車、陶磁器等十數品目に付いては夫々二十

萬圓とか三十萬圓の基準を設け、之に達するものは一、の綜合基準に達しなくとも存続を認める

三、特定市場のみを相手とする輸出業者に付いても其の重要性如何により一、及び二、の基準に達しないものでも必要に應じて之を認める。

圓域向及び佛印、泰向輸出に付いても今後計畫貿易遂行の爲め第三國の場合と大體同じやうに企業合同を進めて行く方針であるが、差當り輸出実績の過少なものに對し輸出割當を停止することになつてゐる。

## 2 第三國向輸出業者の圓域貿易介入方法

圓域向輸出統制方法に付いては統制商品別に、其の輸出計畫の六割を圓域輸出業者に對し実績に應じて割當て、二割は次の如き方法により(1)の三つの基準に合格してゐる第三國向輸出業者に其の実績を基準として按分割當して行く。而して殘餘の二割は申請割當とし、製造業者が輸出する場合とか其の他特に必要な輸出に振當てる。

一、第三國向輸出業者の圓域輸出の介入に當つては佛印及び泰向輸出実績を除いた當該業者の第三國向輸出実績に比例して割當てる

佛印向代行商社に付いてはその代行商品に關する限り圓域輸出の介入から除外する

二、一、により圓域輸出に介入し得る物資は現地開發用資材、組合又は會社輸出、指定輸出及び代行輸出を爲してゐるものを除いたものとする。

然し右の除外物資(即ち現地開發用資材、組合又は會社輸出等の物資)に付いても、第三國向輸出業者に對して或る程度の利益の分與に付いて考慮すること、即ち實際の取扱ひはさせぬが一定の眠り口錢を第三國向輸出業者に支給せんとするものである

三、第三國向輸出業者の圓域向輸出物資の品種は二、の範圍内において、原則として當該業者が從來第三國に對して輸出してゐた商品と同じ品種(企業合同體の場合はその構成分子の從來の取扱ひ商品と同一のもの)といふことにする

たゞ例外的に二、により取扱ひ商品から除外された商品を從來取扱つてゐた第三國向輸出業者に對しては、其の商品以外の品種例へば新規商品を取扱ひ得るよう考慮する

## 3 對第三國輸出不能滞貨の處理方法

更に第三國向輸出業者の第三國向輸出不能滞貨の圓域向輸出に付いては(2)における二割の輸出介入の限度以外に適當の範圍内に於いて考慮することにする。

又(1)における三つの基準に合格した第三國向輸出業者(泰向輸出実績者にして輸出実績過少の理由により輸出割當の停止を受けてゐないものは之を含む)は泰向輸出額中の特別申請割當分(三割)に参加し得ることとする。現在泰向輸出統制方法としては六割は輸出業者の實績に應じて輸出割當を行ひ、三割を特別申請割當分とし、殘餘の一割は留保してゐる。佛印向非代行商品に付いても之と同様の取扱ひ(即ち特別申請割當分への参加を認める)をする筈。

#### 4 企業合同促進の方法

企業合同の形態としては商法上の會社、有限會社、商法上の匿名組合、又は組織者中の一名を業務執行者として之に組合員の營業權一切を委託して經營をさせるやうな契約に基く民法上の組合等如何なるものでもよいことにする。

企業合同を行つた場合、新合同體に参加する者は貿易組合より脱退し、合同體又はその代表者のみが貿易組合の組合員となる。

企業合同又は實績の讓渡等により組合より脱退せんとする者に對しては組合の出資金、積立金、準備金等の持分(貿易振興資金を除く)を迅速簡單に支拂ふやう特別の措置を講じ、以て企業合同がやり易いやうにする。

企業合同又は實績の讓渡をしないで全然貿易業から足を洗はんとする者が組合から脱退する場合は、以上の持分の外に組合の貿易振興資金に付いてもその半額を限度として適當な額を支給することにする。

尙輸出業者の轉廢業を容易にする爲め貿易組合等をして業者の店舖、倉庫及び滞貨を引取らせるやうな方法をとらせ、更に組合の手が廻らぬ場合は國民更生金庫を利用せしめる方針である。(十六・十一・廿七)

## 二、日本貿易會の成立と其の組織、運用

### ——本聯盟、貿易國策研究會經過

大東亞戰爭の展開に依り大東亞共榮經濟圏の建設が愈々現實の課題として、吾等經濟總力戰士の双肩に負はされるに至つた時、日本貿易會の創立、貿易業整備要綱の實施に依り茲に吾が國家計畫貿易推進の爲めの統制並に經營機構の全面的確立を見るに至つた事は、寔に國家の爲め吾等貿易關係者團體のものとして同慶に堪へない次第であつて、本聯盟は之を機會に昭和十七年一月十四日正午より東京丸の内中央亭に於て貿易國策研究會を開催、商工省貿易局奥田第

二部長の御來會を得て同氏より日本貿易會並に貿易業整備要綱運営の實際に就き極めて詳細なる説明を受け、更に左記諸問題に關し忌憚なき討究懇談を行つたが、茲に奥田第二部長説明の概要を摘記すれば次の如くである。

○出席者

商工省貿易局第二部長	奥田新三
堀越商會主	堀越創
三井物産株式會社統制課長	長谷川實太郎
中外商業新報社編輯局長	小汀利得
三菱商事株式會社業務部長	渡邊壽郎
日本郵船株式會社企畫部長	淺尾新甫
大阪商船株式會社專務取締役	香春敏夫
日本貿易振興株式會社常務取締役	大島永明
早稻田大學教授	上坂西三

○議題

横濱正金銀行爲替部長代理	小野英輔
日本銀行外國爲替局調査課長代理	矢野良臣
大日本紡績聯合會理事長代理	田原勝平
東京日日新聞社經濟部長	藤岡啓
造船組合造船聯合會常務理事	湊一麿
財團法人金融研究會主事	西村光夫

一、日本貿易會並に貿易業整備要綱運用の實際  
 二、當面緊急の圈内重要必需物資獲得の方策  
 三、一定段階後に於ける圈内及び圏外貿易の大綱計畫並に方式——圈内産業の再編調整問題との關聯  
 四、國內要整理中小工業者の圈内各地進出問題

1 日本貿易會の機構並に運営に就て

重要産業團體令に基き、我が國貿易業の綜合的統制運営を圖り、且つ貿易業に關する國策



の立案及び遂行に協力することを目的とする「日本貿易會」の設定は、既に設立委員會に於て諸般の審議を了し、又會長詮衡委員會に於て日本貿易振興株式會社社長南郷三郎氏を推薦する事に決定し、愈々一月廿七日東京に於て創立總會を開催、設立認可申請を経て二月一日を期し正式設定を見るの運びとなつた。

而して其の組織、機構並びに運用の大綱方針は、大約次の如きものである事が明らかにされたのである。即ち

### 第一、組織

#### イ、會員

##### 1 輸出統制會社

所謂輸出品買取會社で、日本貿易振興株式會社をはじめ最近創立された化學製品輸出振興株式會社を含めて十社が指定される。木箱及びスライドフラスナーの二既設買取會社は之を整理解消せしめる豫定の爲め除外せられた

##### 2 輸入統制會社

日本棉花輸入統制株式會社をはじめ二十三社が指定せらる

##### 3 貿易組合及び貿易組合聯合會

屢次の整理統合の結果現在九十一を會員有資格者とせるも、内二十が貿易會の下部機構としての調整機關であり、他の七十一は會員たりと雖も直接調整業務に關與せざるものにして、單に翼贊團體として指定せらる

##### 4 輸出又は輸入の統制を爲す任意團體

日本南洋故屑鐵輸入統制組合はじめ四團體が指定せらる

##### 5 主要貿易業者

昭和十四、十五年の年平均輸出入實績壹千萬圓以上の貿易業者四十六社が指定せらる但し之等は何等貿易會の下部調整機關としての實務を擔當するものに非らずして、既存の多數貿易組合及び聯合會の如く單なる翼贊的存在として、貿易會の活動に協力助成せしめるものとする

即ち日本貿易會の會員は右の如く合計百七十四にして内、下部調整機關たるものは五十七、殘餘の百十七會員は之が翼贊的機關たるべきものとされて居る譯である。

然らば翼贊團體とは何か、又大企業者のみを貿易會の會員として其の聲を反映せしめる仕

組と爲す反面、多數中小買業者に對し斯くの如き方途を封ぜるが如きは甚だ公平を缺くものならずやとの議に對し、當局は次の如く答へて居る。

翼贊團體——輸出統制會社を中心に考へる場合、例へば硝子製品輸出振興株式會社だけが貿易會の下部機構として調整事務を管掌し、既存の關係貿易組合は右買取會社の業務員の選任、業界の意向取纏め其他買取會社の業務執行に對する希望、助言等を爲すに止まる。而して此の場合貿易會は右買取會社の役員をして當該關係組合の役員を兼任せしめる事に依り、經費の低減、業界の負擔を輕からしめる様配慮する。

評議員制度——大貿易業者を貿易會の單獨會員と爲し貿易會の事業に對し其の意向を反映上達せしめると同時に、貿易會の評議員として中小貿易業者の代表若干名を地域別に選出せしめて之を囑託し、其の下意上達の途を拓いて彼此公正を期すと爲して居る。

ロ、役員

會長一名、理事長一名（當分の間之を置かず）理事、監事、評議員各若干名

以上は貿易會の本質、目的、事業に即應し業界出身者を中心として任命構成する名譽顧問若干名、貿易業の特殊性に鑑み生産、運輸交通部門との密接なる連絡を圖る爲め

各業界の長老を委囑し之に充てる

顧問若干名、同じく多方面なる關係官廳との連絡圓滑化を期する爲め關係官廳の局長級を委囑し之に据える

ハ、事務局

總務局、計畫局、東亞局（現東亞輸聯の事務局を充てる）南洋局（現南洋貿易會の事務局を之に充てる）の四局を設置する

目下の處總務局長には東亞輸聯常務理事黒田鴻五、計畫局長には日滿商事常務理事南治之助東亞局長に日本機械輸出振興株式會社社長阿部重兵衛、南洋局長には三菱商事株式會社大阪支店長吉竹徳三の四氏が夫々内定して居る

第二、事業

經濟新體制確立要綱の精神に基き、重要産業團體令の規定に即し、内外未曾有の變轉期に際し官民双方の完全なる抱合の下に、我が國家計畫貿易の立案、實行に必要な各般の緊要事を全面的に強力に遂行せんとするにある。

第三、下部機構整備方針

イ、輸出部門

1 輸出統制會社

木箱及びスライドフラスナーに關する既存輸出統制會社（買取會社）は之を整理し合計十社に再編する。而して單に従前の第三國向統制のみならず圓域をも含めて一元的輸出統制機關たらしめる

2 輸出組合

商品別輸出組合にして當該商品に付ての輸出統制會社（買取會社）の存せざるものについてのみ下部調整機關として調整實務を管掌せしめる。但し此の場合も従前の如き商品細別を改めて一定の商品群別のものに再編せしめる  
市場別組合は原則として之を解消せしめる。但し東亞必需品輸出組合に付てのみ其の取扱品目を調整して殘置せしめる

ロ、輸入部門

商品別輸入統制會社を原則として下部調整機關たらしめる。尙ほ國內配給を主たる業務とするも當該商品に關する輸入統制をも併せ行つて居る機關に付ては、其の業態の現狀に即

して之を調整機關として認める。又既存の輸入組合にして下部調整機關として存置活動せしめる豫定のものに米材、南洋材、工具、原皮、ゴム、羊毛、再生絹糸原料輸入組合がある

第四、權 限

イ、下部機構たる調整機關の指定

ロ、下部調整機關の業務規程の承認

ハ、下部調整機關の取扱貿易額の指定

等にして、要するに従前商工省貿易局に於て行ひ來れる、所謂窓口行政の主要部分を擧げて貿易會に委譲せんとするのである。

第五、經 理

イ、調整手数料の徴收

ロ、現在各關係團體の保有せる貿易振興資金の讓受

ハ、會員よりの會費徴收

右の中イ、ロを主要財源とし、當初年豫算概算二百四、五十萬圓の豫定

尙ほ最後に内地、外地連絡の問題があるが、右に就ては既設統制會の内、鐵網統制會以外は凡べて内地一圓のみを單位として組成せられて居る次第であるが、貿易統制會に付ても差當りは内地のみに限り、追つて關係官廳との連絡打合せを了した上で内外地一元統制の機構確立を旨指して居る。

尙ほ貿易業整備要綱に就ては前項詳述せるため省略する。

## 2 議題第二、第三、四號の諸問題に就て

議題第二に付ては一、重要軍需必需物資の現地獲得、二、其の敵地流出の阻止、三、破壊産業、資源の復舊再建が當面緊急の要務であるが其の爲めの勞力、資材、資金、運輸等を如何にすべきか、孰れも現に大作戦進行中なる爲め論議も計畫も實行も單に官民側のみのそれを以てしては如何とも爲し難く、結局軍政下最も迅速強力なる善處に俟つといふより外ないであらう。

議題第三に付ては大東亞共榮圏内は素より常に世界新秩序經濟との結び付きに於て立案實行されねばならぬ事が最大眼目であり、又我が國の最高指導統制下に計畫運営さるべきは勿論なりとして、此の場合も又單に従前の日本物動計畫、日本生擴計畫といふものから擴大して、大東亞物動計畫、生擴計畫の構想確立を先決し、之が完遂の爲めの圏内、圏外物資交流の計畫化

といふ點に其の基本を置かねばならぬと強調された。

最後に議題第四に關しては目下當面の國策として中小工業者の進出は占領地住民、企業との關係調整を顧慮して、一定時期迄絶對各個自由進出を禁止する方針であるとされ、又中小商業者に付ても同様支那事變下大陸に於ける過去の失策に鑑み、今回は充分慎重なる準備を以て爲さるべきであらうとの結論に達した。

いづれにするも之等の諸問題は現に廣大なる武力戦進行の最中であり、事軍機に屬するもの多きを以て茲に詳報するを得ぬ事は又已むを得ない所である。(十七・一・十七)

## 第七章 南方物資需給対策と

### 接收敵産の現地活用

#### 一、南方諸地域の物資需給

##### — 現状と其の対策

南方經濟開發の方略は昭和十七年一月二十三日の豫算總會に於ける鈴木企畫院總裁の答辯により一應明確となつたが、具體的に日本は南方の資源に幾何を期待し得るか？ 又南方に對して幾何の物資を供給し得るかといふ問題が次に生じて来る。

勿論これを決定するものは船舶であり、差當りは軍で直接必要とする物資以外の輸送は考へられないが、一應軍事行動が終了した場合を豫想して立論してみよう。

#### 1 南方資源の對日供給力

日本が戰爭前に於てその輸入の半分以上を米英に仰いでゐた物資は石油、屑鐵、銅、アルミニウム、鉛、亜鉛、機械、木材、パルプ、棉花、小麥、羊毛等であるが現在の南方諸地域に

於ける各物資の產出量を以て直ちにこれ等の需要を全部充足し得るものは非常に少い。

勿論錫、ゴム、砂糖、規那、クロム等は甚しい供給過剩となるだらうが棉花、羊毛、銅、鹽、ニツケル等は相當の不足となつてゐる。従つて大東亞共榮圈内の自給經濟を確立するためには今後は埋藏資源の開發、栽培種目の轉換、他ブロックとの交易がどうしても必要となる。又更に進んでは印度の鐵礦石、マンガン及び棉花、濠洲の羊毛、小麥、ニュー・カレドニヤのニツケル、太平洋諸島の燐礦石といふものが大東亞共榮圈内に包含されねばならぬ必然性が示唆されるのである。

次に南方諸地域（蘭印、英領マレー、泰、ビルマ、佛印、比島）に於ける重要物資の產額及び對日輸出可能量を計算すれば次の通りである。

品名	單位	輸出可能量	產額	主要產地別
石	油(千バレル)	41,000	75,856	蘭印
鐵	鐵石(千噸)	3,147	3,327	英領マレー、比島
ボーキサイト	千噸	318	376	佛印、蘭印



れ等に對して物資（主として製品）を供給せねばならぬことは當然である。

今南洋諸地域が從來何の程度の物資を他から輸入してゐたかを見るに次の表の如くで、合計約三十四億一千萬圓の内、歐米其の他からの輸入が約半分近くであつて、從來如何に米英依存の經濟を續けてゐたかを明瞭に物語つてゐる。又共榮圈内域即ち共榮圈諸地域相互の輸入が相當多く三割乃至四割を占めて居り、日本よりの輸入は全體の一割程度にしか及んでゐなかつたことが判る。然しこれ等の輸入品中には軍需關係品、機械器具、金屬製品、化學製品等も含まれてゐるので、今生活必需品及び日用品二十七品目に就いて一九三八年に於ける南洋諸地域の輸入額を計算して見ると一應十四億圓となつてゐる。然し右の十四億圓といふ數字の中には南方諸地域相互に行はれる物資の輸入が相當含まれてゐるので、これ等を控除すれば眞に南方諸地域以外から輸入を仰がねばならぬものは八億五千萬圓見當となる。

南方諸地域物資輸入額概數

對地域名	共榮圈内域		同 外域	歐米其の他	合計
	滿洲、中國、香港、蘭印、英領馬來	泰、ビルマ、佛印、比律賓			
日本	三三〇	一三〇	七〇	五六四	(單位百萬圓)
蘭 印 (一九四〇年)					一、〇一〇

マレー	一九三九年	三五	八三〇	七	三三五	一、三六一
泰國	(一九三七、八年平均)	三四	七四	八	一五	一七三
ビルマ	(一九三五—三八年平均)	元	一三	一三五	一〇四	二八一
佛印	(一九三八年)	五	四六	五	一三三	一七九
比律賓	(一九三九年)	三四	元	八	四三	五〇三
合計		三四七	一、一三三	二九七	一、六四	三、四一〇

即ち鹽、米、砂糖、石炭、石油、煙草の如き物資は南方諸地域間に於て相互に交流、交易して自給可能であつて、他の國から之を仰ぐ必要はないのである。之に對し日本の第三國向輸出可能額を七億圓と見れば大體八割強の供給力と云ふことになる。

更に南方圏で自給し得ず又日本よりも供給不可能と見られる所謂不足物資について觀察するに、小麥粉の需要百萬噸(約一億六千萬圓)、ミルク十萬噸(五千八百萬圓)等が其の主なるものであるがこれ等は全體白人の消費する高級食料品だからその需要は大いに抑壓削減し得るものと思はれる。その他に不足するものとしては肥料十七萬噸(二千三百萬圓)藥品、石鹼、紙等があるが之等に就ては何とかして吾國がその最低限の供給確保をする責任があるわけだ。陶磁器、硝子容器、玩具等所謂雜品は本邦からの供給力十分である。

以上の如く一應日本は南方に對する物資供給力を有してゐるが、問題はこれ等を輸送すべき船舶の問題と右供給力の大部分を占める纖維品の主要原料たる棉花を如何にして確保するかの二點に懸つてゐる。即ち供給力約七億の内約七割の五億圓見當のものは纖維製品であり、就中三億六千萬圓は綿糸布である。一方南方諸國の纖維品の輸入は約五億圓、内綿糸布が四億圓を占めてゐるのである。之に對して現在吾國は綿布約十二億ヤールの滞貨を有し、中國にもかなりの滞貨はあるが一、二年の需要に相當するに過ぎず、差當り融通がつくだけである。

### 3 棉花の確保並に船腹の大擴充

右の如き一方圈内棉花の生産量は從來一千數百萬ピクルを産した支那棉が事變以來戰禍並に自然的影響及び特殊の事情により半減して居り、南方ではビルマの三十萬ピクルのみで現在の棉花資源は憂慮すべきものがある。過去に於て米國領有により棉作から轉じた比島の蔗作の將來は砂糖過剩とも稱される折柄示唆すべき所が多い。何れにしても棉花の増産は急務である。

如上の吾國を初めとする共榮圈内相互間の物資交流を具體化するに於て最大喫緊の問題たる船舶の建造は政府でも戰時標準型を決定するとか、造艦と造船の一體化を圖るとか或は屑鐵の特別回收を強化して造船用鋼材の増産を期する等各種の非常手段を講じてゐるが、現在のところ

る民需方面に使用される船腹は實に微々たるもので今後の改善を待つ外はない有様である。差當り一千萬噸の新造を目標として造船に汎ゆる努力を拂ふことが肝要であり、これなくしては大東亞の廣域經濟の確立は空念佛に終るであらう。(十七・二・四)

## 二、在上海敵國系商社の管理と物資處理

大東亞戰下の上海經濟界は、皇軍の租界進駐と共に斷行された戰時應急措置を経て全面的な編成替への時期に入り、東亞解放戰の有力なる經濟的一環として再生せんとしてゐる。全面的な編成替は先づ尨大なる米英權益、事業の接收管理から行はれてゐる。

### 1 尨大なる米英投資事業

周知の如く上海は過去一世紀に亘つて米英の中國植民地化の據點であつただけに、上海に對する米英の投資は壓倒的であり、英國は對中國の八割近く、米國又對中國の六割餘の投資をこの上海に集中してゐる。投資金額そのものについては各調査區々の爲め今日のところ正確を缺くが、大雑把に見て英國の上海投資は百億元、米國の上海投資は十五億元前後と思はれる。勿論英國の投資は日本を凌ぐものである。而も之等は上海經濟の動脈たる金融、貿易、運輸、産業



公共事業、土地建物に投下され、夫々の部門に於て支配的地位を占めてゐた。公共事業の殆んど全部は米英資本の經營するところであつたし、土地建物界に於ける英國系ユダヤ財閥サツスーの勢力は素晴らしいものであつた。金融界に於ても上海爲替を牛耳つてゐたものは香上銀行及びナショナル・シチー銀行であり、海運界に於けるジャーデン・マヂソン及びバタフィールド洋行の中國沿岸勢力は支那事變下に於てもなほ抜くべからざるものがあつた。産業部門に於ては中國産業界の大宗たる紡績業こそ日本に負けてゐたが、煙草製造業にあつては昨年初め現在捲上機總臺數四百十九のうち英米トラストは實に百七十三を占めて壓倒的地位を占めてゐたのである。(上海紡績業に於ける米英の精紡鍾數は五十四萬二千にして華人紡の三十二萬に比しては多いが、邦人紡百三十四萬一千、同じく委任經營紡四十八萬八千合計百八十二萬九千に較べては著しく劣つてゐる)。

尤も以上の米英投資事業は必ずしもフルに活動してゐたのではない。支那事變の進展と共に彼等の活動分野は漸次縮小して居り、また歐洲戰爭の勃發以來彼等の製品販路は次第に狭められてゐたのである。例へば英國系卵工場にして支那卵加工工場の雄たる和氣洋行の如きは事變勃發と共に南京工場は閉鎖され、上海虹口工場又閉鎖を餘儀なくされてゐた。英米煙草トラス

トと雖も捲上機臺數こそ邦人系工場はもとより華人工場よりも多いが生産高に於いては邦人、華人工場より劣つてゐた。之はその原材料を中國に求め、葉煙草の入手につき我が方から制限を受けてゐた爲めである。然し製品の上海地區に於ける地盤は大東亞戰爭以前に於ては他を斷然壓倒してゐたし、また昨年には一時フル運轉を試みてダンピングの氣配さへ窺はれた。紡績業に於ても開戦直前の米英人紡は五割程度の操短を行つてゐたが、事變下租界内華人工場に於て我が方の壓迫と原料入手の關係上米英籍に移したものがあつた、之等の移轉工場の資本は勿論華人資本が大部分であつた點は留意すべきであらう。

然し以上の傾向とは反對に、銀行及び地産界に於ける米英の勢力は寧ろ増大してゐたといへよう。即ち上海爲替管理と共に香上銀行、ナショナル・シチー銀行等の租界金融界への勢力浸透は飛躍的に増大し、租界内敵性華商銀行は外貨入手毎にこれら米英安定資金銀行に法幣を提供し、輸出ビル又之等米英系銀行にのみ買取られてゐたのである。地産界にあつても法幣インフレの影響を受けて土地建物は鰻上りに暴騰し、この間サツスー系地産會社の活躍は目覺ましく、上海の大ホテル、大小のビルヂングは相踵いで彼等の手に渡り、或は彼等の手によつて轉賣され、次いで又新分野に於て彼等の手が延びてゐたのである。

## 2 敵國商社の清算管理

しかし事態は大東亞戦争の勃發と共に一變した。黄浦江上の米英船舶は直ちに我方によつて拿捕され、アジア・スタンダード・テキサス石油會社の建物とタンクまた直ちに接收され、米英系投資事業は相踵いで我が方の手で差押への上、清算、管理されるに至つたのである。

先づ米英資本によつて運用されてゐた公共事業會社が我が方の管理下に置かれた。公共事業の性質上これが運用機構の點では改變は加へられてゐないが、應急的措施としてこれら米英系公共事業會社に對して中支那振興會社より會計監督官を派遣して業務を管理せしめてゐる。之等の公共事業會社は上海電力消費量の八割を占める上海電力(米投資の壓倒的部分を占める)、滬西電力(米)、同じく租界内電話を獨占せる上海電話(米)、同じく租界内獨占事業たる大英水道、大英ガス、中國公共バス、上海電車(何れも英)の七社に上つてゐる。

次いで租界金融界を支配してゐた米英蘭十五銀行を一月七日以降清算することになり、軍當局は清算事務を横濱正金外日本側銀行に依囑するに至り、被清算銀行は八日以降三日間に亘つて停業、以後清算の傍ら小口預金拂出しの爲め開行を許してゐるが、第一回及び第二回の預金拂出し後の預金は我が正金に振替へられることとなつてゐる。被管理敵國系銀行及び清算事務

を依囑せる日本側銀行は左の如くである。

香上銀行(英)、サツスーン・バンキング・コーポレーション(英)、トーマス・クック・エント・サン(英)、ファイナンス・バンキング・コーポレーション(英)、アメリカン・エキスプレス・コンパニイ(米)、アメリカン・オリエンタル・バンキング・コーポレーション(米)、チャイナ・ファイナンス・コーポレーション(米)、バング・ベルジュ・シトランジェ(白)、——以上横濱正金銀行

チャータード銀行(英)——三井銀行

紐育ナショナル・シチー銀行(米)——三菱銀行

チエーズ銀行(米)——住友銀行

和蘭銀行(蘭)、蘭印商業銀行(蘭)、アングラライタース銀行(米)——以上臺灣銀行

マーカンタイル銀行(英)——朝鮮銀行

更に米英系保險會社百二十社に關しては一月二十六日からこれ又我が方で管理することとなつて、これら會社に日本側保險會社より會計監督官を派遣して居り、敵國系保險會社の新規契約の引受及び契約の更新を禁止すると共に契約期間の満了したものは將來日本側で引受けるこ

と、し、我が方保險會社二十一社は當局の方針に従ひ「華中管理物件火災保險引受團」を組織するに至つた。米英系地産會社十三社に對しても一月十三日會計監督官を上海恒産會社より派遣して居り、これら米英系地産會社はサツスン系のメトロポリタン・ランドを初め上海・ランド、ウエスト・エステーツ、ハンソンス、ハードン、ミッドランド・インベストメント、アルガー、アトキンソン・ダラー、アングロ・フレンチ・ランド・インベストメント、ブランド・ロッヂヤー(以上英)、アヂア・リアリティ、チャイナ・リアリティ(以上米)である。

上海地區に於ける五十一の敵國系工場に對しては一月八日より軍當局より日本側會社を指定して、これ又會計監督官を派遣し一切の業務を管理してゐる。これらの被管理工場の操業は一切我が方に於てその操業率を決定して居り、民生に關係あるものはその操業を繼續せしめてゐるが、能力に於て過剰である紡績關係の綿紡及び毛紡十八工場(プレス三工場を含まず)は九日以降操業を全的に停止せしめてゐる。我が方より配置された會計監督官は合計七十一名で何れも紡績同業會外各同業組合、同業邦人商社より選出されてゐる。即ち左の通り

△織 維 工 業

怡和紡、編昌紡、中紡、統益紡、崇信紡、信和紡、安達紡、申新紡第九(以上英)、申新紡

第二、德豐紡、合豐企業、保豐紡、永安第三(以上米)——紡績同業會

密豐絨線廠、上海毛絨、英羊毛産業公司(以上英)、ニコロス毛絨廠(米)——華中羊毛工業組合

平和洋行(英)——紡績同業會、棉花協會

隆茂洋行、怡和洋行(以上英)——棉花協會

△機械金屬工業

上海ドック(英)——江南造船所

慎昌公司工場(米)——大陸鐵廠

安通生中國電料公司(米)——電氣機組合

モラー汽船(英)——平安造船所

△化 學 工 業

永光公司(英)——塗料工業組合

英米煙草トラスト——興銀、日銀

中國紙版製品公司(英)——中支製紙協會

上海皮革廠(米)——華中製革  
 利華肥皂公司(英)、五洲固本肥皂廠(米)——日本油脂  
 美光火柴(燐寸)公司(米)——中支振興  
 江蘇藥水廠(英)——染料藥品工業組合  
 中國化學工業社(米)——醫料藥品組合  
 △製材業  
 祥泰木廠(米)——三井木材  
 △食料品工業  
 上海麥酒(ユニオン)、怡和麥酒(エオー)、昌華玻璃公司、正慶和公司(以上何れも英)——  
 —華中酒類清涼飲料水製造業者協會  
 怡和冷氣推棧(英)——揚子蛋業  
 和氣洋行(英)——三井洋行  
 海寧洋行(米)——明華產業  
 培林公司(英)——日本水産

なほ米英系碼頭及び倉庫の我が方管理處置も進められて居り、以上をもつて上海に於ける敵國系事業は凡て我が方に依つて清算乃至管理されるに至つたのであり、上海經濟の敵性は全く拂拭されたわけである。

### 3 接收物資處理の開始

しかし敵國系及び敵性華人商社は大東亞戰爭勃發以前に於て彼等の倉庫に軍需、民需の如何を問はず莫大なストックを保有してゐた。之等の倉庫は素より開戦と同時に軍當局によつて差押へられて今日に至つたが、上海地區を共榮圈の有力なる一環となし、東亞解放戦の有力なる經濟基地たらしめる爲めには斯かる現状は早急に打開しなければならぬ。斯くて軍當局は上海地區の經濟活動を可及的速かに平常化し、以て民生の安定を來さんことを期して去る一月十五日以降上海地區に於ける物資處理を開始してゐる。關係處理物資は直接軍用に供し得べき軍需物資として(イ)兵器、彈藥、爆發物、(ロ)鑛油、(ハ)自動車及部分品、(ニ)通信機材及器具、(ホ)航空機材及器具、(ヘ)電線、針金、釘、(ト)醫療藥品、同器具、衛生材料が擧げられ間接軍用に供し得べき物動物資としては(イ)鐵鋼、(ロ)非鐵金屬、(ハ)鑛石其他、(ニ)機械及部分品、(ホ)油脂類、(ヘ)木材、(ト)皮革類、(チ)麻及麻製品、(リ)羊毛類及同製品、(ヌ)

棉花及綿製品、(ル)ゴム及同製品、(ヲ)工業藥品、(ワ)其他ブリキ罐、紙類等が擧げられてゐる。而して軍當局はこれら物資の處理に關して一月十九日左の趣旨の聲明を發表した。

一、直接間接軍用に供し得べき物資については一般民生をも充分考慮し最少限度のものをその所有者が敵性なりや否やを判定し夫々沒收、押收、徵發乃至買收を行ふ

一、但し右必要最少限度以外のもの及び以上所定物資以外の物資に關しては軍自身直接之手を觸れざるものとす

一、所定の物資は封印倉庫中にあると否とを問はず二十日より追つて公示する時期迄(約四週間の豫定) 自家用品以外は賣買その他所有權の移轉、質權、抵當權の設定其他一切の權利の移轉並に其の所在の移動を禁止するものとす

一、右禁止につき除外例を求めんとする者は速かに申請すべし

一、右禁止は國籍の如何を問はず凡ゆる團體、商社、個人に適用せらるべし

要するに以上所定の軍需及び物動物資について可及的速かにその所有者の敵性非敵性を判定し、敵性に非ざるものゝ所有については最少限度に限り買收を行ふ外は解放するにある。但し右處理を完了するには約四週間の豫定され、この間生活必需品關係の除外申請を認可された場

合を除いては賣買其他所有權の移轉が禁止されてゐるので、上海商取引は差當り停頓を免れない。然し此の種の措置は戰爭に伴ふ當然の結果であつて、業者は寧ろ軍當局の早急なる處理方針發表を多とすべきであらう。その一例を擧げれば、大東亞戰爭勃發直前に於ける上海の棉花及綿製品二十八億元のストックは軍當局の適切なる措置によつて今日なほ確保されてゐるのである。この尨大なるストックは上海地方綿關係消費四ヶ年分近くに相當するもので、之等が近々のうちに一般に解放されるのだから、その齎らす好結果が如何に大なるかは自明の理であらう。(十七・二・七)

參  
考  
資  
料

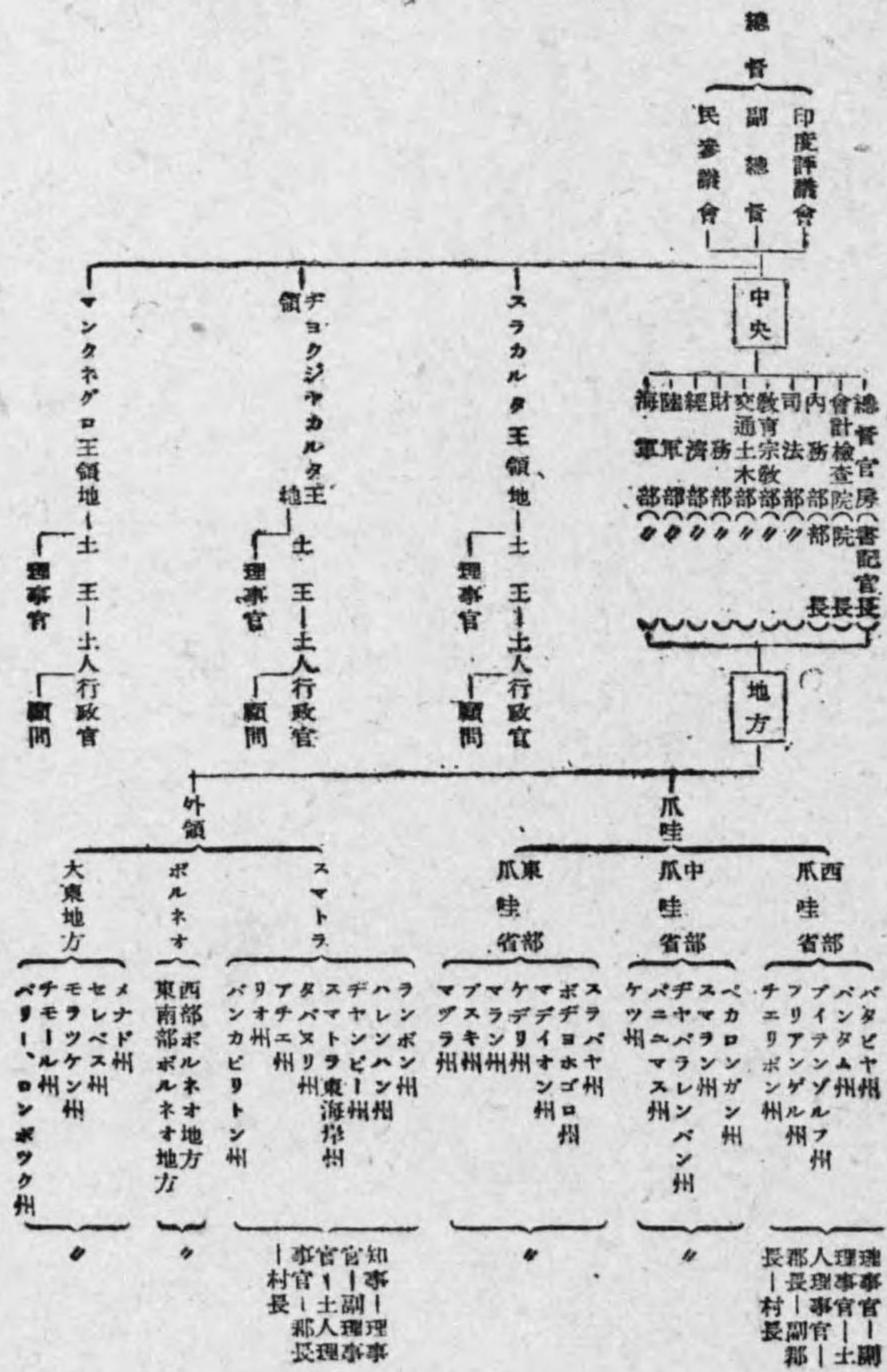
## 一、蘭領印度、英領南洋、緬甸

### 米領比律賓に於ける行政機構圖

東條首相は昭和十七年一月二十一日、第七十九通常議會再開劈頭の本會議に於て、大東亞戰爭の指導要綱に就き極めて大膽卒直なる説明を行つたが、其の中に於て「大東亞防衛の爲め絶對必要なる地域は、帝國自ら之を把握措置し、其の他の地域に關しては各民族の傳統文化等に應じ、戦局の進展に伴ひ夫々適當なる處置に出づる考へである」と述べ、斯かる根本方針から香港、馬來は之を我が國に依つて確保するも、比島、ビルマ等に對しては將來其の民衆にして帝國の眞意を了解し、大東亞共榮圈建設の一翼として協力し來る場合に於ては、帝國は欣然として之に獨立の榮譽を與へんとするものなる旨確言し、更に蘭印及び濠洲に付ても我に協力的態度をとるに於ては其の福祉と發展の爲めに十分の理解を以て之に力を添へるに吝かでないと言明した事は内外に多大の衝動を與へた。

而して右重大聲明に基き既に香港には磯谷陸軍中將が初代總督として任命せられ、又比島に

蘭領印度行政機構



於ては我が軍最高指揮官の命令に依り大マニラ市長ヴアルガス氏を首班とする中央行政政府の組織を見る等、壯大神速なる武力戦と同時に早くも諸般の政治工作、行政施策の着々再建進捗を見つゝある事は眞に驚嘆に値ひするものと謂えやう。寔に武力戦に依る破壊の焦土の中より起つ建設戦の第一歩、前提要件は治安、宣撫の工作であり其の爲めの行政機構の確立、人材の吸収であるべき事は論を俟たない。而も其の場合在來の組織、機關を一舉に拂拭し去る事は徒らに敵地、占領地の治者、被治者に對し混乱と未練とのみを與へ、決して其の人心を收攬する所ではない。當面は宜しく從來の機構を可及的に利用し、時を逐ふて漸次改正すべき事こそ策を得たるものと信ずるものである。

依つて斯かる見點より今茲に蘭印、馬來、ビルマ、ボルネオ、比島等に於ける大東亞戦争展開當時に於ける米、英、蘭行政機構を掲げて大方の参考に供する次第である。

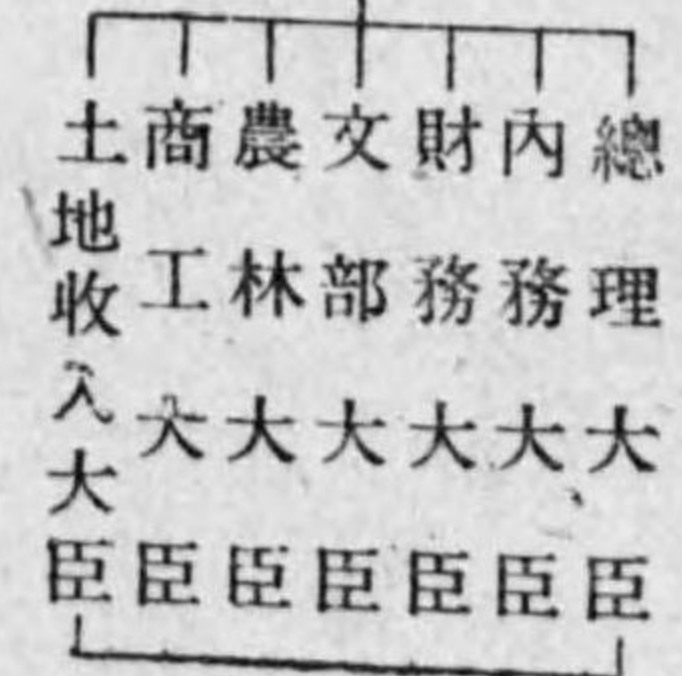
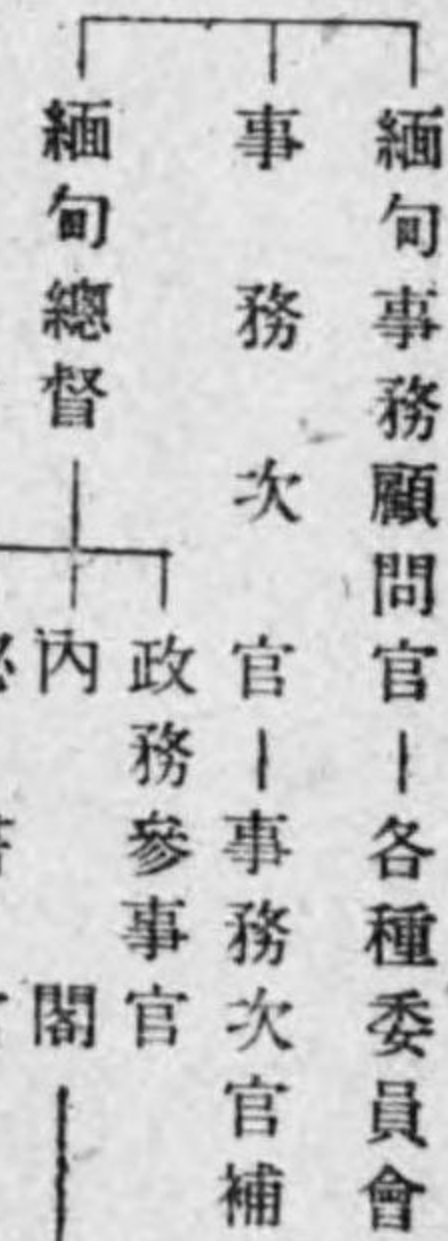




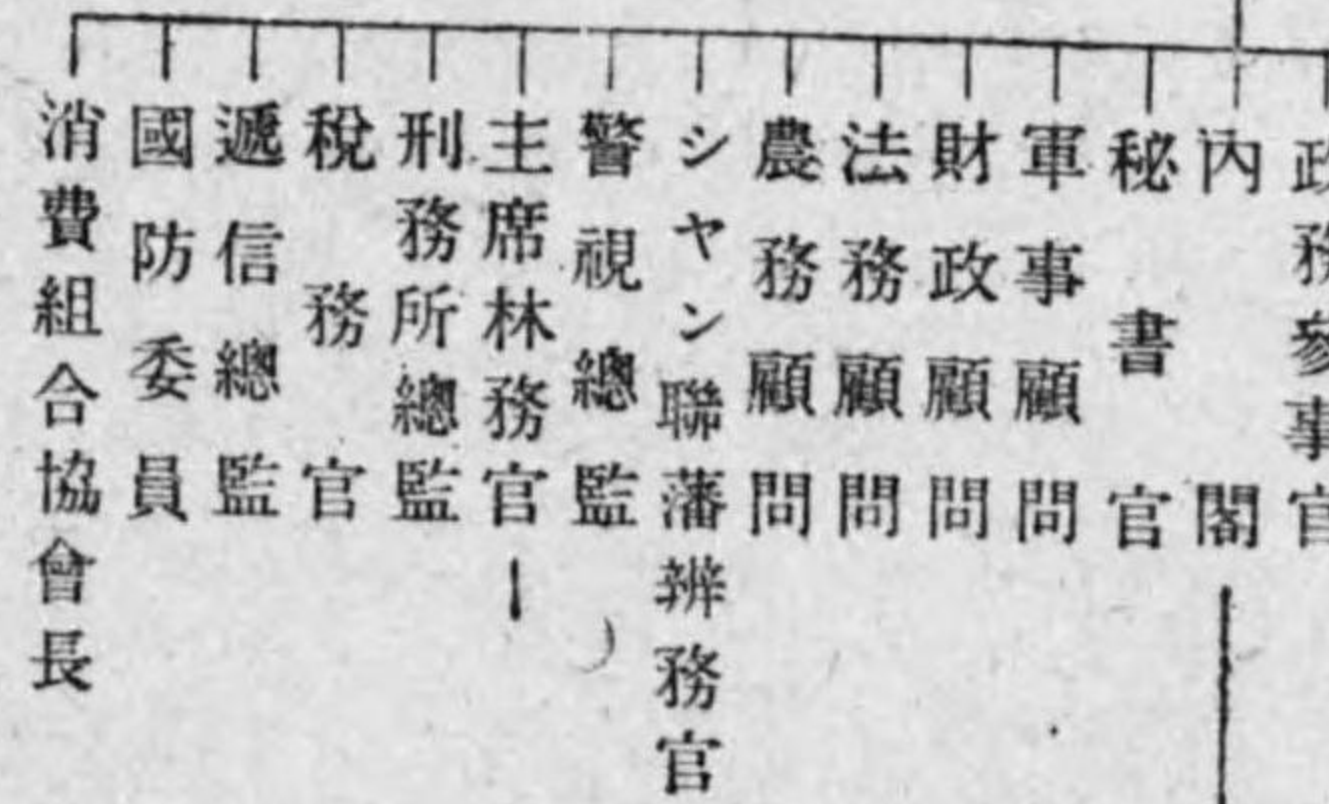
英領ビルマ行政機構

中央行政機構

緬甸事務大臣



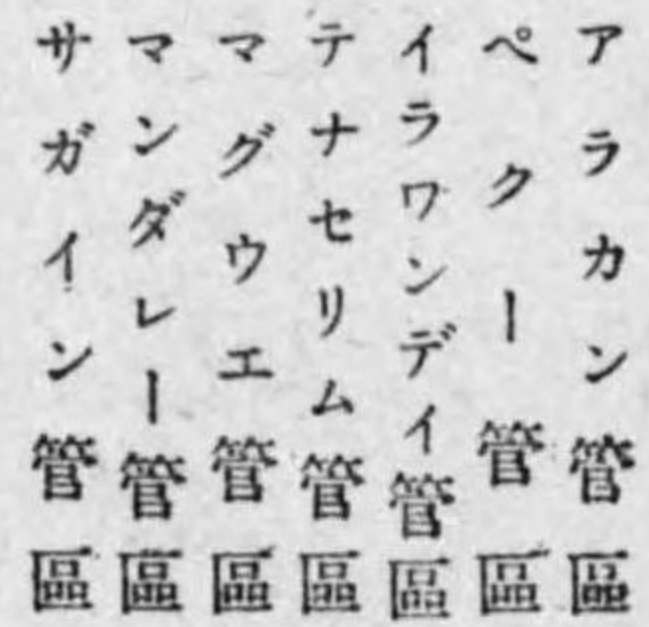
總督ノ任命ニヨリ十名ノ大臣ヲ以テ内閣ヲ構成シ大臣ハ政府ノ普通行政ヲ所管シテ各連帶責任ヲ負フ、然レドモ國防、外交、宗教、通貨政策等ニ關スル事項ハ總督ノ自由裁量デアル。



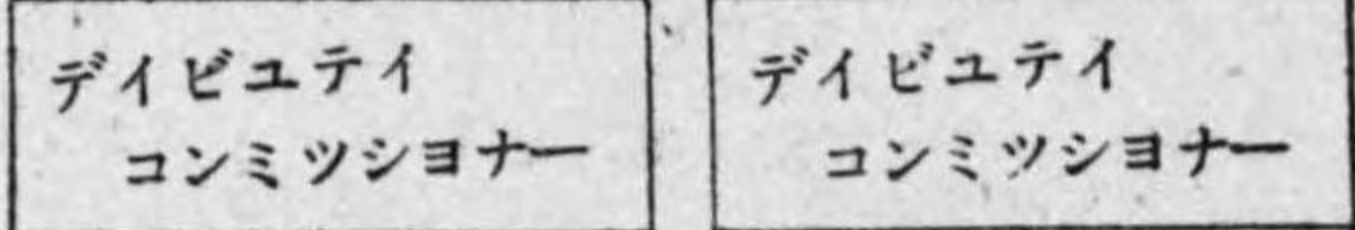
地方行政機構

I 自治州

内閣



コンミツシヨナー (管區長) 各管區一名宛



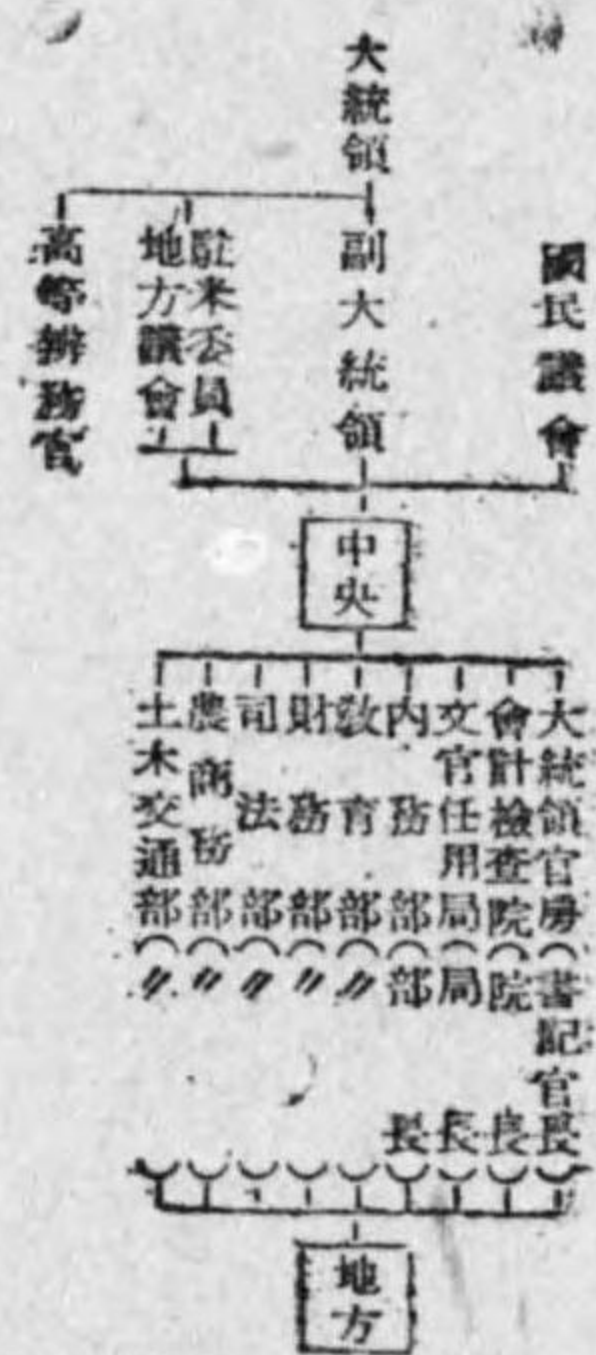
II 直轄地

シヤン聯藩……三十五ノ小土侯ヨリ成リ、緬甸統治法ノ支配ヲ受ケ土侯ハ一般行政權ヲ有スルガ事實上英國ノ國境駐屯軍ノ軍政下ニアルナムワン……支那ヨリノ永久租借地

III 未統治地

蕃族ノ少數據位スル地方ニテ政聽モ全ク放任シ、何等統治權及バズ

米領比律賓行政機構



ルソン	ミンダナオ	ネグロス	パナイ	セブ	ボホール	マニラ	バタビ	ウマケ	マニラ	サンロ	サマ	スール
州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州	州
マニラ	ダバオ	セブ	パナイ	セブ	ボホール	マニラ	バタビ	ウマケ	マニラ	サンロ	サマ	スール
市長	市長	市長	市長	市長	市長	市長	市長	市長	市長	市長	市長	市長

二、滿、華並に南方諸地域に於ける  
重要産業、貿易統計

滿洲國

大東亞共榮圈の中核たるべき日滿華三國の有機的一體として建國以來十年、この間幾多の困難に際會しながらも着々産業建設計畫を推進め農業國より高度の綜合的産業國を目指してその體制を備へて來たが、支那事變並に今次の大東亞戰爭勃發に當つては共榮圈の有力なる一環としてその眞價を發揮した。次の産業貿易の統計は防諜上許れる限り最新の年度のものを収録した。(一九三七—三九年)

1 産業

第一表 重要農産物生産高 (單位千噸、但し木材は千石)

2 貿易

第一表 主要相手國別貿易額 (單位千圓、一九三九年度)

國名	輸出	輸入
日本	四五八、六〇七	一、四三七、八六一
朝鮮	六二、七一七	一〇二、八九四
中華民國	一六九、一九三	六六、六四九
聯合國	一四	二三
香港	三一三	三三二
英領印度	四四	二四、三三九
蘭領印度	一七七	八八八

品名	生産高
鹽	五三一千噸
洋灰	八七三同
硫安	一八一同
豆粕	二〇、〇一四千枚
豆油	一〇三、一六八千斤

第二表 重要鑛產物生産高 (單位千噸)

品名	生産高
鐵鋼	一、五五八
鐵	七三八
石炭	一三、五三九
石油	四、一九〇
耐火粘土	三五〇
木質材	六、八八九
小麥	九四九
玉蜀黍	二、四六三
高粱	三、五二六
大豆	四、六一八
大豆	三、九五五

第三表 其他重要品生産高

大 豆 油	二 三、〇 五 一
大 豆 精	一 二 五、二 五 三
石 炭 及 煉 炭	二 五、八 六 七
硫 酸 銻	一 一、七 七 七
食 鹽	一 一、〇 一 六
大 米 及 粉 類	一 八、四 二 一
小 麥 粉	六 八、三 〇 〇
砂 糖	四 二、三 九 六
茶 葉	一 一、一 八 二
綠 茶 袋	九、〇 四 三
麻 袋	三 三、三 一 三
石 鹼	一 四、〇 五 三
木 材	七 六、一 五 一
鮮 果 類	一 七、三 〇 八
魚 類	四 七、八 五 八
綿 織 物	六、九 〇 七
綿 織 物	一 〇、三 七 八
輸 入 額	

第二表 重要商品別輸出入額 (單位千圓、一九三九年度)

大 豆	二 〇 六、五 八 四	輸 出 額	三、二 七 〇
小 豆 及 綠 豆	二 五、七 〇 四		六 七 〇
落 花 生	六、二 七 一		五 〇、三 五 八
高 粱	二 七、〇 六 三		二、〇 七 六
玉 蜀 黍	二 九、〇 七 二		五、〇 四 一
粟	三 三、六 九 四		一 二、六 五 八
蘇 子	一 〇、八 七 二		一 五、三 九 五
計	八 三 四、七 一 七		五 四、一 七 七
英 吉 利			一、八 一 六、一 二 三
佛 蘭 西			四、六 八 六
獨 逸			一、三 一 九
白 耳 義			五 二、二 四 〇
和 蘭			一、〇 七 六
伊 太 利			三 〇 〇
北 米 合 衆 國			四、三 五 九
其 他			八 七、四 五 五
			三 一、六 九 六
			一、八 一 六、一 二 三

# 中華民國

毛織品  
絹織物  
人造纖維織物  
紙類及其製品  
水硬セメント  
鐵鋼  
工人用具

三六、二三一  
一七、五八八  
一〇七、六一二  
五七、五三一  
一一、七六三  
一〇四、五二四  
一三、七六一

中華民國に於ける産業統計は其國狀よりして今日迄正確は勿論その概數を把握することも困難であるが、主要生産品中最近の諸種の調査報告により推定し得られるものを示せば左の如くである。

## 1 産業

第一表 重要農畜産品生産高 (單位千噸)

品名	一九三七—八年
小米	四八、〇〇〇
棉花	一七、三〇〇
羊毛	六三五
羊毛	四五
豚毛	四三
落毛	六
棉花	二、〇〇〇
猪毛	一、五五〇
桐油	一〇八

第二表 重要鑛産品生産高 (單位千噸)

品名	一九三七—八年
石炭	一九三七—八年
タングステン	一五、〇〇〇
アンチモン	一〇〇
錫	一五
亜鉛	一三
鉛	四

鹽 鉛

四、〇〇〇  
三・四

2 貿易

第一表 主要相手國別貿易額(單位百萬元)

輸 入	國 名	
	一九三九年	一九四〇年
日本內地	三一三	四六六
米 國	二一四	四三五
英領印度	一一九	一七五
香 港	三五	一四七
佛領印度支那	二九	一三八
其他合計	一、三三三	二、〇二七
輸 出		
米 國	一九三九年 二二六	一九四〇年 五六六

第二表 重要商品別貿易額(單位百萬元)

輸 入	品 名	
	一九三九年	一九四〇年
香 港	二二二	三六八
英 本 國	九一	一九七
日 本 內 地	六七	一二六
關 東 州	四九	一〇五
其他合計	一、〇二七	一、九七〇
穀物、穀粉	二二四	三八六
棉花其他	一八一	三〇四
油 脂 類	一〇九	一五二
金屬及鑽石	七三	一二五
雜 貨	七一	九四
化學藥品類	七六	八六
機械及工具	六一	七七
紙及パルプ	六一	七六
砂 糖	五三	七一

輸出品名	一九三九年		一九四〇年	
	三四	五四	三四二	五四
紡績織維	一七三	三四二	三二二	
動物及動物製品	一八八	一七八	一七二	
綿糸及編物	九二	一〇九	一四一	
鑛石、金屬	五八	一〇九	一二五	
雜貨	五七	一〇九	一一六	
織物類	五七	一〇九	一一六	
茶類	三〇	一〇五	一〇五	
油類	五四	一〇一	一〇一	

泰國

泰國經濟の發展段階は未だ頗る低く全く農業國の域を出ぬ。全有業者人口七百五十二萬人（一九二九年の國勢調査に依る）中、商業者六・七％、工業者二・一九％、漁業者一・一〇％を占めるに過ぎないのに對し農業者（嚴密には農・林・牧畜業者なるも林業者及び牧畜業者も

多くは農耕を營んで居るから農業従事者と見てよい）は、實に八三・〇五％即ち六百二十四萬餘の壓倒的多數を占め、然も殆ど總て米作に従事し米田が全耕地面積の九割以上を占め農業を獨占するの觀があり、ゴム、煙草、玉蜀黍、豆、棉花等が之に次ぐ。尙ほ主要鑛産には錫があり其の生産額は世界第四位を占めて居るが精鍊所なきため原鑛のまま大部分輸出されて居る。

1 産業

第一表 主要農産物作付面積並に生産高

作物	作付面積		生産高	
	一九三三—三四年	一九三六—三七年	一九三三—三四年	一九三三—三四年
米	二〇八・三	八七〇・〇	六四八・一	八五二七・三
煙草	八・七	七・三	六・九	一〇・二
玉蜀黍	四・八	一四・八	六・二	一七・一
豆	二・九	七・九	八・七	七・二
棉花	一・七	三・三	三・八	九・四

（單位萬ライ、一ライは一六〇〇）  
 （單位萬ピクル）



胡椒	0.8	3.5	4.4	4.0	2.8	...
胡椒	0.7	1.6	1.9	1.7	1.7	2.1

第二表 チーク材輸出高

數量(立方噸)	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
	七四六四三	三七七一九	四五六六四	四五二六一	四四五一	六六六一	五八三〇六		
金額(萬バーツ)	一一一・九	三三・二	四七・四	四八・九	五〇・六	九二・二	六六九・四		

第三表 錫鑛輸出高

數量(ピクル)	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
	二五六七三	三六三四七	二四六三五	二五五四六	二二七七一	三六八〇三	三三九三六	三三五一三六	三三五一三六
金額(萬バーツ)	三六三・八	一四三〇・四	二四五四・二	二六四・七	三三七・四	三七五・八	三〇八・三	三〇四三・九	三八一・一

2 貿易

第一表 對外貿易趨勢(單位萬バーツ)

總額	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
輸出	一六三三	一三四二	一五五三	一四〇八	一七二五九	一五八三	一八四三六	一六四九	二〇四四二
輸入	一五〇一	九九一	八九五〇	九三九六	一〇一七三	一〇八七五	一一〇四	一一八三	一二九六三
超	一三二	三五一	六五三	五一一	七〇八六	四九四七	七四三二	五七六七	七四七九

第二表 主要商品別貿易額(單位萬バーツ)

米	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
錫及錫鑛	九五九四	七五三四	九七四二	四七・七					
ゴム及屑ゴム	二九八一	三七五三	三〇八一	一五・一					
チーク材	二三五四	二二六七	二五一一	一二・三					
木材	八六五	九一一	六六九	三・七					
鹽魚	一〇五	一一七	八三						
鹽	二一三	一八三	二二七						
獸皮	二五六	二九七	九七						
スチックラック	一六一	四二	六〇						
再輸出	三三一	四一五	三七〇	一・八					
其他共小計	一七九三八	一六五九三	一七六七六						
地金銀及鑄貨	四九八	三五六	二七六六	一三・五					
合計	一八四三六	一六九四九	二〇四四二	一〇〇・〇					

		輸 入		輸 出	
獨逸	四・二八	日 本	二・〇五	シンガポール	一九三六年 三〇・三七
彼南	七・一二	イギリス	〇・八三	ビナ	一九三六年 二二・五五
香港	八・八八	ドイッ	—	米 國	一九三六年 一六・九七
英 國	一一・五八	日 本	二・〇五	香 港	一九三六年 一四・三〇
日 本	二五・五六	日 本	二・七六	日 本	一九三六年 二・一五
シンガポール	一四・一一	日 本	二・七六	日 本	一九三六年 二・一五
一九三六年	—	日 本	二・七六	日 本	一九三六年 二・一五
一九三七年	—	日 本	二・七六	日 本	一九三七年 二・一五
一九三八年	—	日 本	二・七六	日 本	一九三八年 二・一五
一九三九年	—	日 本	二・七六	日 本	一九三九年 二・一五

第三表 主要相手國別貿易比率(%)

	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
製 造 品	七六五三	七七五八	九三一〇	七一・八
織 物 類	二一八六	一九九九	二六五八	布 七四・六
金 屬 製 品	九三九	一〇四五	一二八三	其 他 二一九・五
機 械	五四二	六六七	七一五	
車、部分品、附屬品	二八四	三四〇	五三四	
ガ ー ー 袋	五三五	三一五	五三三	
煙 草	三八〇	三二四	四二九	
絲 類	三〇三	三五一	三五〇	
電 氣 器 具	二四七	三〇一	三〇五	
食 料 品	一六六五	一六六八	一六八〇	一・二・九
原 料 品	一四〇三	一五二四	一四八〇	一・一・四
地 金 銀 及 鑄 貨	八七	五九	二三三	一・八
金 箔	九	一一	八	
其他 共 合 計	一一〇〇四	一一一八二	一二九六三	一〇〇・〇

米 國 三・〇〇 三・七三 五・〇四 四・六八

第四表 日本對泰國貿易額（單位萬圓）

對泰國輸出

綿織物	一九三八年 一四九〇・五	一九三九年 一四一六・三
人絹織物	一五六・八	一三九・二
其他布帛	一八二・一	二三〇・九
サロソ	一二二・四	八七・七
其他衣類	四三・三	四〇・八
陶磁器硝子	四二・二	六七・八
紙及金屬類	六二・三	五九・〇
鑛及金屬	七二・一	一〇二・六
金屬製品	六二・一	五九・〇
機械類	一五二八・六	九九・一
其他共合計	三九二六・八	二六〇二・三
對泰國輸入	一九三八年 一九三八年	一九三九年 一九三九年

米及穀	二七九・九	三三一・〇
チーク材	一一八・九	一〇四・七
セルラック	〇・三	二八・一
生ゴム	六・七	一八・三
牛皮水牛皮	四九・二	二六・一
鑛及金屬	六・五	一二・〇
其他共合計	四九五・〇	五五三・六

佛 印

佛印經濟の特質は其の住民の九〇%—九五%が農業生産に従事し、輸出總額の四分の三餘が農産物であることから先づ完全な農業地帯であると稱してよい。尙ほ地下資源としては石炭を筆頭に錫、タングステン、金、燐鑛石がある。

1 産 業

第一表 主要農産物作付面積並に生産高（一九三六年）



2 貿易

第一表 對外貿易趨勢 (單位百萬フラン)

品名	輸出	輸入	總額	出超
磷 石(噸)	400	588	988	158
黑 石(噸)	126	343	469	17
青 サファイア(噸)	44	32	76	12
白 サファイア(噸)	1	104	105	104
總額	571	1067	1638	496

年	輸出	輸入	總額	出超
一九三六年	1708	975	2683	733
一九三七年	2594	1562	4156	1032
一九三八年	2845	1947	4792	898
一九三九年	3495	2382	5877	1113

年	輸出	輸入
佛 本國	1350	1127
佛 殖民地	163	171
總額	1513	1298

第二表 主要相手國別貿易額 (單位百萬フラン)

相手國	輸出	輸入	總額
アメリカ	249	418	667
シンガポール	277	358	635
香港	274	308	582
印度	5	262	267
中華民國	76	171	247
日本	88	162	250
日 本	59	131	190
イギリス	28	38	66
蘭 印	2844	3495	6339
總計	2844	3495	6339

品名	一九三八年	一九三九年
米	1020	1386
佛本國	522	391
中華民國	18	83
香港	166	187
印度	17	258
蜀 泰	511	345

**第四表 日本對佛印貿易額 (單位千圓)**

品名	對佛印輸出	
	一九三九年	一九三八年
金屬加工品	二二七	二八七
金屬屬品	一九二	二二〇
織維類	九七	一一九
棉花類	七九	一〇三
石油類	七七	七八
紙類	七一	七七
自動車類	五六	七四
化學製品	四八	六七
飲料	五一	五九
煙草	四〇	四九
其他	五八二	七〇三
總計	一九四七	二三八二
織維製品半製品	三九五	二六六
陶磁器、硝子、硝子製品	二八八	二五一
石炭	二八二	二三四

品名	主要輸入品	
	一九三八年	一九三九年
織物	四二七	五三六
佛本國	三二六	三七三
印度	四〇	七六
シンガポール	二二	五六
日本	三	一
總計	二八四四	三四九五
其他	二六八	二八六
木材	二〇	二九
セメント	二五	三七
茶	二二	二七
鳥卵	二六	四一
果實及種子	二七	二六
水產物	八一	八七
金屬類	一〇〇	一二一
石炭	一二三	一五四
ゴム	六二一	九五六

藥劑類	一三八	四七八
機械類	一〇七	一七〇
金屬製品	九八	九八
其他共合計	一九八一	三一八一
對佛印輸入		
礦物及同製品	一九三九年 一四一六一	一九三八年 一二六二七
玉蜀黍	七九三七	一二九五
鐵及金屬	一六八四	一八四四
食鹽	一四八九	一五四八
染、顔、塗料	九八〇	一三三三
藥劑、爆發藥	五三二	一五四一
米及粉	—	五
其他共合計	二六七八一	二〇三〇〇

**比律賓**

フィリッピンは熱帯圏内に位し高温多湿、気温の變化少く然も規則的なる上に、地味豊沃且

つ雨量と河水の調節宜しきを得て灌漑の便大なること等のために、元來農業國として知られ、米、甘蔗、椰子、麻等の主要農産物は既に十六世紀中葉スペイン領となる以前より存在したが現在も尙ほ殆んど全く農業國たる事はその輸出總額の約九割が農産物であることから推知され得やう。

**1 産 業**

**第一表 主要農作物作付面積並に生産高**

作物	栽培面積 (萬ヘクタール)		生産高	
	年	面積	數量	價額 (萬ペソ)
米	一九三一年	一七九・一	四九四・〇 (萬カヴァン、一カヴァンは四三庇)	一、三九八〇・〇
	一九三三年	一八五・四	四七四・三	八六八〇・〇
	一九三四年	二〇〇・四	五三〇・一	一、〇四七〇・〇
	一九三五年	一九六・四	四五八・五	九三八〇・〇
甘蔗	一九三一年	二五・六	八六・九 (萬噸)	一、〇六六〇・〇
	一九三三年	二六・八	一一・八	一、一三八〇・〇
	一九三四年	三〇・六	一五〇・一	一、三二八〇・〇
	一九三五年	—	—	—





一九三八年	二九四〇	二六五二	五五九二
一九三九年	三一五七	二四五一	五六〇九
一九四〇年	三一一八	二六九四	五八一三

第二表 主要相手國別貿易額 (單位萬比)

輸 出	一九三八年	一九三九年	一九四〇年
米 本 國	一、七八九	(領土を含む) 二、五九五	(領土を含む) 二、五八五
日 本	一、五〇三	一、五七七	不 明
英 本 國	六〇三	六六三	七〇〇
和 本 國	五〇八	六六一	四
佛 本 國	三二八	三三三	三二一
獨 乙 國	二九九	一九七	—
中 華 民 國	一九二	二〇〇	三六八
ス ペ イ ン	五	二〇八	二九九
香 港	一八四	一七一	三七〇
ソ 聯 邦	—	—	一四八
其 他 合 計	二、三一九	三、一五八	三、一八四
	100.0	100.0	100.0
	%	%	%

第三表 重要商品別貿易額 (單位萬比)

輸 入	一九三八年	一九三九年	一九四〇年
米 本 國	一、八〇七	(領土を含む) 一、六七八	(領土を含む) 二、一四一
日 本	二五四	一五四	不 明
中 華 民 國	六二五	五三四	六二〇
蘭 印 國	五八四	五九三	八二三
英 本 國	五四三	五九六	三七五
和 本 國	五八三	五九〇	二五七
英 領 東 印 度	四六八	四三七	三三六
濠 洲	四八〇	四〇〇	五六〇
佛 印	九七	三八七	一六
ペ ル ギ	二五四	二九三	八三
獨 逸	八三〇	八五三	一五
印 度	—	—	四二三
其 他 合 計	二、六五三	二、四五二	二、六九六
	100.0	100.0	100.0
	%	%	%

輸出

砂糖	コブラ	椰子油	マニラ麻	煙草	刺繻品	其他合計
一九三八年	一、〇〇〇四	二四五	二一四一	二〇三一	九九三	二、三一五九
一九三九年	九九五一	二六八〇	一七八三	二三七四	一四五三	三、一三五八
一九四〇年	九四五三	一八八〇	一八五二	二五三九	一〇二八	三、〇五三二

(再輸出額は含まず)

輸入

小麦粉	自動車	化學藥品	綿織物、綿製品	鐵鋼、同製品
一九三八年	一〇二六	一二七〇	八八八	四三八一
一九三九年	八三一	八五六	六九九	五一五九
一九四〇年	九六九	一〇六四	八一三	五一六八

英領馬來

煙草	紙類	肉、乳製品	其他合計
一九三八年	一五八六	一〇三八	一一九八
一九三九年	一三九四	九〇七	一一一六
一九四〇年	一四七五	一三〇〇	一二〇五

英領マレーの經濟的發展を支配するものは其の生産額に於て何れも世界の首位を占めるゴムと錫とである。その他の重要産物には農産物にココナツツ、米、椰子油、鳳梨等、又鑛産物に鐵鑛、滿俺、金、石炭等があるが、工業は未だ發達せず海峽植民地に於けるゴム工業、錫精鍊工業等を除けば椰子油工業、鳳梨罐詰工業等があるに過ぎず、寧ろ發展せるは漁業であり邦人の活躍も亦此の方面に著るしい。而して之等産業開發の資本は概ね外國資本就中英國資本であり、主としてゴム及び錫事業に投資され其の額凡そ一億五千萬磅と推算さる。之に次では華僑資本であり商業及び小規模の農鑛業に投下されて居る。更に日本、米國、印度資本もあるが之等のマレー經濟に占める地位は頗る低位にある。

1 産 業

第一表 主要農産物作付面積

品名	海峽植民地	マレー州	非マレー州	合計
ゴム	三三、〇七三	一五七、六四一〇	一三三、九四四一	一九三六年 三三、六六四
椰子	七、二二〇	二五、〇〇七	二八、六六二六	一九三五年 三、九一八
油椰子	—	三、四一〇六	三、一一一	一九三六年 六、〇九七〇
米	六、七五〇	一七、八〇〇	四七、九二八〇	一九三七年 七三、五〇五〇
鳳梨	—	—	—	一九三八年 七、五二八
其他 (檳榔子、ニパ椰子、珈琲、デリス、タバコ、茶、ガム、 他(ピア、煙草、果實、バナナ、甘藷、サゴ、園藝野菜類))	六、五三一	一、一〇三	五、七〇三	一九三九年 二一、四六九

第二表 世界生産額に於けるマレーユムの地位 (單位噸)

品名	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
世界生産額	八四、五九一	一〇一、三四三	八六、三〇七	八五、二七三	一三三、三〇七〇	八九、八九一五
英領マレー州生産額	四四、六〇〇	四七、一三〇〇	四一、五六〇〇	三五、二三〇〇	四六、九〇〇〇	三七、〇〇〇〇
世界總計に對する%	五二・八	四六・五	四八・一	四一・四	四一・三	四一・五

第三表 錫其他主要礦産物生産高 (單位噸、金はオンス)

品名	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
錫	五、二五〇	二、七〇九	二、二八二五	三、六三八五	四、〇七四九	六、四三三五
同非聯邦	一三三七	一一八一	八八一	一三五三	一五四七	一九七九
海峽植民地	一五	三六	五四	四九	五一	五八
精鍊錫	八、三三五	四、九六一九	五、三七二三	四、九九三八	六、二〇一九	八、三二五八
海峽植民地	三四九	二八九	二二八	二四八	三三九	三三四
マレー聯邦	四八、八八七七	四八、五〇六七	四〇、八六三九	五七、八一八〇	五九、四八九三	五九、〇三八八
鐵	二〇、三二〇九	二〇、三二〇五	三五、七八三三	五五、七四六八	八一、六七四五	一〇六、四二五九
滿僱	八八四八	九三二八	一、〇三二六	九六八一	一、七四二二	二、六七〇〇
ケラント	—	五〇	二八六六	八九六九	一、〇六七九	一、〇〇六
金	二、七〇一一	二、七一九九	二、八九七六	二、九四三三	二、九七〇六	三、七七七九
マレー聯邦	—	二六九	二〇五九	二、三〇一	七八八	七三七
石炭	四〇、三三五五	二七、七八四八	三三、四三二〇	三三、一四六一	三三、九一五四	五〇、二八三三
海峽植民地	一、二四三九	一、〇七四五	七七三六	八四一四	九一七七	九四六七
タンクス	—	三〇一	九五一	一五三七	一三七三	一三六七

ウオルフ (マレー聯邦)  
ラム鐵 (同非聯邦)  
磷酸石灰 クリスマス島  
灰重石 マレー聯邦

世界總計  
マレーの世界生産  
に對する割合%

第四表 世界生産額に於けるマレー錫の地位 (單位噸)

年	一九三九年	一九三九年	一九三九年	一九三九年	一九三九年	一九三九年	一九三九年
一九三九年	六、九三六	二、四九四	三、四〇五	四、五九五	六、六〇六	七、七五三	四、三三七
一九三九年	一八、六八六	八、七五三	一〇、九六〇	一四、〇六三	一七、一九六一	二〇、八二七	一四、七八六
一九三九年	三、七一	二、八六	三、一〇	三、三七	三、八八	三、七二	二、九二
一九三九年	三、三〇	三、三七	三、一〇	三、三七	三、八八	三、七二	二、九二
一九三九年	三、三〇	三、三七	三、一〇	三、三七	三、八八	三、七二	二、九二
一九三九年	三、三〇	三、三七	三、一〇	三、三七	三、八八	三、七二	二、九二
一九三九年	三、三〇	三、三七	三、一〇	三、三七	三、八八	三、七二	二、九二
一九三九年	三、三〇	三、三七	三、一〇	三、三七	三、八八	三、七二	二、九二
一九三九年	三、三〇	三、三七	三、一〇	三、三七	三、八八	三、七二	二、九二
一九三九年	三、三〇	三、三七	三、一〇	三、三七	三、八八	三、七二	二、九二

2 貿易

第一表 主要相手國別貿易額 (單位百萬海峽弗)

日	輸 入				輸 出			
	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
日本	三〇・四	三三・五	四〇・五	一二・四	五三・七	四八・二	六〇・七	五三・九

イギリス	七五・一	七六・五	一〇六・〇	一〇三・〇	九四・〇	九三・六	九八・五	八一・一
アメリカ	九・一	九・四	一五・九	一七・一	二二・六	二九・六	三九・八	一七・〇
フランス	二・三	—	—	三・一	三〇・〇	—	六九・九	四三・五
蘭領印度	一五〇・五	一六一・二	二三〇・一	一四七・八	三八・七	三三・〇	三四・八	三六・九
濠洲	九・五	—	一四・五	一三・一	二一・一	—	三一・三	二六・七
印度	一三・三	—	一七・二	一六・〇	一八・七	—	二四・五	二一・三
イタリ	二・一	—	—	二・〇	一八・〇	—	二四・八	一八・六
ドイ	七・〇	—	—	一・二	九・一	—	二九・四	一八・二
カナダ	三・四	—	—	五・〇	一一・八	—	二五・八	一七・六
泰國	六七・七	七六・八	九二・六	八七・九	一三・二	一二・八	一四・三	一五・七
サラワ	二・二	—	三・六	二・九	八・三	—	一一・二	八・八
オランダ	四・一	—	五・一	五・九	五・〇	—	九・七	六・〇
緬甸	二・三	—	二・八	二・九	三・六	—	—	三・五
支那	二〇・四	三三・一	二七・六	三三・九	三・六	四・四	—	三・二
香港	四・三	五・一	八・二	八・五	五・四	四・三	—	七・六
佛領印度支那	九・五	—	一三・四	一四・七	二・六	—	—	一・五
其他共合計	四七五・四	五〇三・〇	六七九・九	五四六・六	五八二・〇	六三七・八	八九七・一	五六九・三

蘭 印

蘭印は世界屈指の農業國であり熱帯農業に於ては世界の首位を占め、多様な農作物の栽培に適せるジャヴァ、マヅラは其の代表的なものである。主要農産物は甘蔗、米、ゴム、珈琲、茶、煙草、規那、玉蜀黍である。更に農業に次ぎ國際資本に對する蘭印の魅力は其の豊富な鑛産資源にして石油を筆頭に石炭、タングステン、錫、金、銀、銅、硫黃、滿俺、燐鑛、ダイヤモンド、ボーキサイト、鐵、鉛等に多種多量の埋藏がある。貿易は之等農鑛產品の輸出に依る出超貿易を常態として來た。

1 産 業

第一表 ジャバア甘蔗エステル

エステルト數

工場付 操業中	工場	生産積	甘蔗生産高	土人ヨリ買入高	砂糖生産高	砂糖ストツク高
一九二五年	一七九	二四	萬疋 一七・六	萬キントル 一八七九九	萬キントル 三三六	萬キントル 三三
一九三〇年	一七九	一六	一九・八	二五三四五	二九一六	一〇
一九三一年	一七八	一六	三〇・一	二五八三一	二七七三	一四七
一九三二年	一六五	一五	一六・六	二六七九	二五〇	五六六
一九三三年	一六	六	八・四三	二二三九	一五七三	一六三三
一九三四年	三	三	三・四三	五〇五五	六五六	五五三
一九三五年	四三	三	二・七六	四〇七七	五〇九	二四九一
一九三六年	四六	一	三・五六	四七二二	五七五	一六一
一九三七年	九三	二	八・四四	二八七二	一五七九	九三八

第二表 諸他の主要作物生産高 (單位萬疋)

ゴム	珈琲	茶	煙草	規那
ジャヴァ 外領	ジャヴァ 外領	ジャヴァ 外領	ジャヴァ 外領	ジャヴァ 外領
一九二五年	四四九	六一九	五三九三	八三三
一九三五年	五八六	九五〇三	四五五八	九七三
一九三七年	九二五九	一五三四五	五四〇四	六八三七
一九二五年	四四九	六一九	五三九三	八三三
一九三五年	五八六	九五〇三	四五五八	九七三
一九三七年	九二五九	一五三四五	五四〇四	六八三七
一九二五年	四四九	六一九	五三九三	八三三
一九三五年	五八六	九五〇三	四五五八	九七三
一九三七年	九二五九	一五三四五	五四〇四	六八三七

第三表 主要鑛産生産高

品名	政府開發		個人開發		合計
	監督者 其他	労働者 生産高	監督者 其他	労働者 生産高	
錫					
石					
炭					
油					
石					
油					

品名	政府開發		個人開發		合計
	監督者 其他	労働者 生産高	監督者 其他	労働者 生産高	
金、銀、ボーキサイト (單位噸)					
石油生産額天然ガス (單位億噸)					

品名	官有鑛山		個人鑛山		ボーキサイト
	金	銀	金	銀	
其他鑛産物 (單位萬噸、ダイヤモンドはカラット)					
滿					
他					

主要産地  
ジャバ  
ア

アスファルト	六三三・一	四七五・九	六三八・二	セ
硫黄	一三二四・三	九四七・三	九九〇・七	ジ
ダイヤモンド	一〇四三・七	四一五・八	七五四・〇	ボル
				ネ
				オ

2 貿易

第一表 對外貿易趨勢 (單位 萬ギルダー)

年	輸 出	輸 入	出 超
一九二九年	一四、四三二〇	一〇、八八四〇	三、五四八〇
一九三〇年	一一、五六七四	八、六二九九	二、九三七五
一九三一年	七、四六七五	五、六五一八	一、八一五七
一九三二年	五、四一三七	三、六八七五	一、七二六二
一九三三年	四、六七八九	三、一七九四	一、四九九五
一九三四年	四、八七三二	二、八六一六	二、〇一一六
一九三五年	四、四五六七	二、七五四四	一、七三二三
一九三六年	五、二二三六	二、八二二六	二、四〇一〇
一九三七年	九、四八九八	四、九七九七	四、五一〇一
一九三八年	六、五七三九	四、七八二〇	一、七九一九

一九三九年 七、四一〇〇 四、六九〇〇 二、七二〇〇

第二表 重要商品別貿易額 (單位 萬ギルダー)

品名	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
ゴム	八七九	二、九八三	一、三三六	一、九八二
石油	九六三	一、六五四	一、六一六〇	一、五三三
砂糖	三三七六	五〇二〇	四四六九	七七〇四
茶	四二八九	四九〇六	五六一四	五七一
錫	四七〇七	八三四六	三三四四	五三三
コブラ	四一三三	六三三三	三三二一	二五三〇
煙草	三三三三	四一〇	三八八五	二四七四
パームオイル	二二九九	二六二〇	一六三三	一五六四
珈琲	一五八五	二六〇四	一三七〇	一一九〇
網索用植物纖維	八八九	一四九一	九〇七	一〇五五
タピオカ	一一七八	一八三八	九一九	九八二
カボツク	七三九	七四三	六四三	八五八

各種煙草	五三七	九三六	一・九	八三三	一・八
石油製品	四九〇	六三五	一・三	七八〇	一・六
小麥粉	四〇二	七三三	一・五	七六五	一・六
プリキ及同製品	四三一	六九七	一・四	七四七	一・六
各種肥料	五三三	九〇六	一・八	七四六	一・六
染料塗料	五二四	八五六	一・七	七二八	一・五
自轉車及部分品	三七〇	八二九	一・七	五九四	一・二
銅及銅製品	二四八	五八九	一・二	五四八	一・二
ミル	三三三	五一五	一・〇	五三三	一・一
木材及同製品	三二八	三九五	〇・八	五一二	一・一
麥酒・葡萄酒等以外飲物	三五八	四三六	〇・九	四〇〇	〇・八
皮革及同製品	三三九	三九七	〇・八	三七七	〇・八
硝子及同製品	三三五	四一〇	〇・八	三六三	〇・八
化粧品	三三三	二九二	〇・七	三〇八	〇・七
陶磁器	一八七	二八七	〇・六	二三八	〇・五
其他	二六九	五六一	一・〇	六一五	一・三
合計	二、八三六	四、九九七	一〇〇・〇	四、七二〇	一〇〇・〇

規那及規那皮	1109	1036	1・1	1185	1・8	964	1・3
其他	1,039	961	10・1	824	13・5	740	100・0
合計	5,236	9,488	100・0	6,573	100・0	7,410	100・0
輸入							
綿織物	1936年 四七九六	1937年 九五三八	% 一九二	1938年 六七三三	% 一四・一		
機械及器具	二四五三	四九八〇	一〇・〇	五七三二	一二・〇		
鐵鋼及同製品	一八七五	四七四八	九・五	四三三三	八・九		
食料品	三〇三九	三八一六	七・七	三八五五	八・一		
織物(綿以外)	三〇三三	三〇〇五	六・〇	二七二八	五・七		
米	一一三八	一一二四	二・二	二二〇三	四・六		
紙・紙製品及文房具	一一二四	一八三八	三・七	一六五三	三・五		
各種絲	八八六	一八八六	三・八	一四九八	三・一		
自動車及部分品	七〇七	一二四一	二・五	一三八五	二・七		
化學藥品	七七一	一一六八	二・四	一一一	二・三		
衣服及流行品	七三六	一二三四	二・五	一一〇	二・三		
化學製品	五二〇	一〇四三	二・一	一〇三	二・一		



第三表 主要相手國別貿易額 (單位 萬ギルダ)

輸 入	輸 出									
	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
合 計	四、四五六七	五、二二二六	九、四八八八	六、五七三九	七、四二〇〇	六、四五六七	五、二二二六	九、四八八八	六、五七三九	七、四二〇〇
其 他	九三〇四	一〇、七六一	二、一三〇	二、〇一五	二、〇七〇	九三〇四	一〇、七六一	二、一三〇	二、〇一五	二、〇七〇
中 華 民 國	八九二	九四七	一三四	九七一	一〇〇〇	八九二	九四七	一三四	九七一	一〇〇〇
フ ラ ン ス	一四五二	一三三	二九〇	一三〇	一三〇〇	一四五二	一三三	二九〇	一三〇	一三〇〇
香 港	八七九	二八七	一五五七	一三三八	一三〇〇	八七九	二八七	一五五七	一三三八	一三〇〇
印 度	一五五二	四〇九	六二七	五一九	二四〇〇	一五五二	四〇九	六二七	五一九	二四〇〇
日 本	二四二五	二〇二九	四二五三	三〇七	二五〇〇	二四二五	二〇二九	四二五三	三〇七	二五〇〇
イ ン ド	三〇五四	六・九	五〇二二	五・三	三三〇〇	三〇五四	六・九	五〇二二	五・三	三三〇〇
濠 洲	二二五	二五五三	三七四四	二八四七	四一〇〇	二二五	二五五三	三七四四	二八四七	四一〇〇
オ ラ ン ダ	一、〇三〇	一、四〇二	一、八五八六	一、三四一〇	一、〇七〇〇	一、〇三〇	一、四〇二	一、八五八六	一、三四一〇	一、〇七〇〇
シ ン ガ ポ ー ル	六六二	六五四	一、八三七三	一、〇八九六	一、二四〇〇	六六二	六五四	一、八三七三	一、〇八九六	一、二四〇〇
ア メ リ カ	六三七〇	九六〇七	一、七七七六	八七二八	一、三三〇〇	六三七〇	九六〇七	一、七七七六	八七二八	一、三三〇〇
一九三九年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年

第四表 綿織物主要仕出國別輸入額 (單位 萬ギルダ)

輸 入	輸 出									
	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
合 計	二、七三四	二、八二二六	四、九七九七	四、七八二〇	四、五〇六九	二、七三四	二、八二二六	四、九七九七	四、七八二〇	四、五〇六九
其 他	三九五九	三、七七〇	六、八九三	七、六九七	五、六六九	三九五九	三、七七〇	六、八九三	七、六九七	五、六六九
中 華 民 國	五〇四	五九八	八七〇	八二四	一〇一八	五〇四	五九八	八七〇	八二四	一〇一八
印 度	九三九	八七八	一、二八五	一、八三六	一、四八〇	九三九	八七八	一、二八五	一、八三六	一、四八〇
濠 洲	九〇二	八三三	一、二一五	一、三三四	一、五四三	九〇二	八三三	一、二一五	一、三三四	一、五四三
イ ン ド	二二八二	二、三二二	四、〇四一	三、八一七	三、三三一	二二八二	二、三二二	四、〇四一	三、八一七	三、三三一
シ ン ガ ポ ー ル	二九三〇	二、八三七	三、七六一	三、五九二	三、五七四	二九三〇	二、八三七	三、七六一	三、五九二	三、五七四
ア メ リ カ	一、八八七	二、二九〇	四、九八六	四、九〇五	四、一三三	一、八八七	二、二九〇	四、九八六	四、九〇五	四、一三三
日 本	八二〇三	七、五三一	一、二四六八	七、九一	八、五二二	八二〇三	七、五三一	一、二四六八	七、九一	八、五二二
オ ラ ン ダ	三、六四二	四、七一一	一、〇〇八五	一、〇六二四	九、六五六	三、六四二	四、七一一	一、〇〇八五	一、〇六二四	九、六五六
一九三九年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年

イギリス 二六六・一 一九三二 四七一・二 一二七・四 二一・八 七〇五・五 一〇・四

第五表 機械器具主要仕出國別輸出入額 (單位 萬ギルダ)

總額	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	%
總額	一七二・二	一九四〇・六	二四五三・四	四九八〇・七	五七三二・六	一〇〇・〇
オランダ	五〇六・八	四六五・六	七五三・二	一六三三・八	二〇七四・六	三六・三
ドイツ	三四〇・八	四五五・四	五七三・四	九五五・一	一二八二・七	二二・四
アメリカ	三三七・九	四五二・七	五二五・八	一〇五二・〇	一一三八・六	一九・九
イギリス	二二五・〇	一九三・七	一九八・七	四八九・五	四八三・四	八・五
日本	一一五・五	一二三・〇	一二九・六	三三八・五	一七五・一	三・一

第六表 鐵鑛及び同製品主要仕出國別輸入額 (單位 萬ギルダ)

總額	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	%
總額	一五八・五	一八四一・二	一八七五・六	四七四八・二	四三三三・九	一〇〇・〇
ドイツ	四〇〇・〇	三三五・三	三六七・八	七六六・六	八四五・五	二〇・〇
ベルギー	一九一・七	三〇六・五	三四七・九	八七〇・三	七四六・九	一七・六
オランダ	一五五・二	一六一・五	二二二・八	五三三・〇	六九〇・〇	一六・三

アメリカ	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	%
アメリカ	一〇五・三	一五六・四	一六一・一	八二一・七	五〇八・七	一一・〇
日本	五六一・〇	五八八・九	六二六・七	九八〇・一	四六六・〇	九・四
フランス	三・二	四〇・九	四八・八	二九五・八	三九六・七	三・三
イギリス	六六・〇	一三三・二	五七・八	一四八・五	一四〇・九	一〇・四
其他	一〇七・一	一一八・五	九七・七	三四二・〇	四三九・二	

第七表 石油主要相手國別輸出額 (單位 萬ギルダ)

シンガポール	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	%
シンガポール	二七一・一	二三〇〇・八	一七四五・〇	三三六九・二	三九二八・〇	二四・三
濠洲及新西蘭	九三九・六	九五九・八	一〇九四・五	一七八〇・〇	一二八〇・八	七・九
埃及	一二六・六	五三三・八	四五八・三	一三三〇・七	一一三〇・〇	六・九
中華民國	五五五・六	五五〇・〇	五五五・三	八六六・九	七五二・五	四・六
日本	五三四・一	七二三・三	五一二・二			
香港	四〇〇・四	二二三・六	三三三・一	六〇〇・六	五四五・一	三・三
總額	九八四・二	八六四九・六	九六六二・八	一、六五四・九	一、六一六〇・五	一〇〇・〇

第八表 錫(片及び塊) 主要相手國別輸出額 (單位 噸)

日 本	一九三六年		一九三七年		一九三八年		一九三九年	
	輸出額	%	輸出額	%	輸出額	%	輸出額	%
日本	八二	〇・六	四〇・八	二九・〇	二二七	二九・七	二六四	一七・六
オランダ	五八六	四・八	四〇五八	二九・〇	二七三	三・七	—	—
フランス	四六八	三・六	五〇八	三・六	—	—	—	—
アメリカ	三〇七	二・三	三六〇三	二五・九	三二〇五	四二・四	三三四	三・六
イタリヤ	—	—	—	—	—	—	—	—
シンガポール	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	一、三〇六	一〇〇・〇	一、三九七	一〇〇・〇	七三三	一〇〇・〇	一、五〇〇	一〇〇・〇

第九表 ゴム(野生及ガタパーチヤを除く) 主要相手國別輸出額 (單位 萬ギルダ)

日 本	一九三六年		一九三七年		一九三八年		一九三九年	
	輸出額	%	輸出額	%	輸出額	%	輸出額	%
日本	七三・九	八・三	一〇二・九	三・四	四三〇・五	三・二	一〇五九・三	五・四
オランダ	三四〇・八	三・九	一四四五・五	四・九	九七三・九	七・三	七九一・八	二・五
イギリス	七六三・〇	八・八	一九八三・四	六・七	一三九二・八	一〇・四	一一三三・一	六・二
ドイツ	三六九・〇	四・二	一四〇九・三	四・八	一〇三三・六	七・七	七三三・七	三・六
フランス	四二九・八	四・九	一三一五・三	四・四	五〇二・七	三・七	四〇八・八	二・一
イタリア	三四〇	〇・四	四〇二・八	一・四	二七三・一	二・〇	五四七・五	二・七

米 國	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
米 國	四一四五・〇	四七・八	一、〇九三・二	三六・八
シンガポール	一一八三・九	一三・五	九四九・九	三三・〇
亞細亞ソ聯	〇・六	—	—	—
其他 合計	八六八・八	一〇〇・〇	二、九六七・一	一〇〇・〇

第十表 其他重要農産品相手國別輸出比率 (%)

規那及規那皮	一九三七年		一九三八年		一九三七年		一九三八年		一九三七年		一九三八年		一九三七年		一九三八年	
	輸出額	%	輸出額	%	輸出額	%	輸出額	%	輸出額	%	輸出額	%	輸出額	%	輸出額	%
規那及規那皮	七八・〇	七三・三	二〇・九	一九・九	九八・二	九七・〇	二五・一	三三・二	一七・九	二九・〇	—	—	—	—	—	—
茶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
煙草	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
コブラ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
パーム油	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日 本	三〇・〇	六・九	〇・〇〇四	〇・〇〇一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アメリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
英 領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
英 本 國	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
英 主 要 屬 領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日 本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オランダ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
イギリス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ドイツ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フランス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
イタリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

英 本 國	—	—	二・三	二八〇	—	—	—
英 主 要 屬 領	七・六	一三・一	二・五	三・二	七・二	八・五	三〇・七
ア メ リ カ	一六・七	八・九	五四・七	四六・七	四五・六	二四・六	三八・五
日 本	三・一	一・四	二・四	〇・二	一・九	〇・一	二・三
							一・七

緬甸

ビルマ經濟は他の南方諸地域と同様、植民地經濟構成の特色たる農鑛業を主體として居り、殊に蘭貢米として世界馳名の米産は當地方經濟の根幹を爲して居る。農産には他に棉花、豆类、玉蜀黍、落花生、ゴム等があり、鑛産には石油、ウオルフラムをはじめ鉛、亜鉛、ニッケル、タングステン、錫がある。貿易は世界の首位を占める米輸出其の他の農鑛原料品の輸出に依り工業完成品を輸入し、植民地貿易の特色たる出超を續けて英本國に搾取され奉仕して居る。

1 産 業

第一表 主要農作物收穫面積及收穫量 (單位 面積千エーカー 收穫千噸)

最近五ヶ年平均

種 類	(一九三八年迄)		(一九三九年迄)	
	面積	收穫量	面積	收穫量
米	一一、六七・九	六、八四・五	一一、〇七・三	七、七九・九
小麦	八・一	一・三	一七・八	一・五
ホワイトミレット	四二・四	五七・八	三四・六	五・四
蜀黍	一一・九	二・三・八	一一・八	二・一・六
玉蜀黍	七五・九	一・二・一	八二・九	九・八
ラーヂホワイトビーンズ	九六・九	一・九・六	九三・六	一・六・四
スモールホワイトビーンズ	七五・九	一・二・七	七〇・三	一・三・三
レッドビーンズ	四八・七	一・九・五	六三・五	一・五・六
落花生	九八・八	五・一・〇	九六・九	四・八・〇
胡椒	二七四・四	九・九	三二六・〇	一〇・五
棉花				
麻				

第二表 棉花地方別作付面積並に收穫率 (單位 面積英反、收穫率英反當り封度)

地 方 別	一九四〇—四一 年度豫想		過去五年間 平均		過去十年間 平均		通常收穫率
	面積	收穫率	面積	收穫率	面積	收穫率	
アキヤブ	一、二〇〇	—	—	—	—	—	九五

アラカン山地	100	100	100	95
サンドウエ	100	100	100	95
プローム	100	100	100	95
タートン	100	100	100	95
タヴォイ	100	100	100	95
マダグアイ	100	100	100	95
トング	100	100	100	95
テヤットミヨウ	50,000	57,100	46,300	95
ミンビユ	600	1,100	900	95
マダグウエ	10,000	11,100	10,000	95
パコツク	2,400	5,100	4,500	95
マンダレ	100	300	200	95
キヨウセイ	1,800	3,200	6,000	110
メイチラ	63,000	71,100	69,000	95
ミンヂヤン	59,100	73,700	74,600	105
ヤメチン	5,500	7,800	6,500	95
シユウエボ	1,100	7,100	4,200	95
サガイ	135,100	151,400	132,100	110

上チンドウキン	1	1	1	95
下チンドウキン	66,700	67,500	54,000	110
北シヤン聯藩	100	500	2,800	95
南シヤン聯藩	3,000	4,000	7,000	95
總計	401,300	472,100	419,600	95

第三表 最近鑛産額と英國、世界産額に對する比率

品名	一九三七年		一九三九年		年 度	最高産額	英國、世界
	一九三七年	一九三九年	一九三七年	一九三九年			
石 油(ガロン)	274,644,365	275,673,364	192,121	296,092,057	一九二〇年以降の最高年産額と年度	18,566	0.38
ウオルフラム(噸)	5,030	5,593	1939年	5,593	對する割合(%)	84.15	14.15
亜 鉛(噸)	73,553	59,347	一九三五年	78,590		28.19	4.42
鉛(噸)	78,948	77,180	一九二八年	81,694		14.73	4.61
錫(噸)	4,711	5,441	一九三九年	5,441		7.06	3.35
銀(オンス)	6,180,000	6,175,000	一九二八年	7,404,728		13.64	2.21
銅(噸)	7,753	7,935	一九三〇年	17,146		0.73	0.4
建築 礦材(噸)	3,126,587	2,564,441	一九三七年	3,126,587		1	1

年次	鐵 (噸)		錫		タングステン	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
一九三八年	二五、四二六	三六、二五九	一、三三九、九六〇	一、三六三、〇八五	一、〇八九、五八七	一、四〇九、五八七
一九三九年	四、〇二〇	二、八九六	一、〇八七、四二七	三三二、一六〇	三〇、五九六	一、四〇八、七八〇
一九四〇年			一、〇九八、一八四	三〇、五九六		
合計						

第四表 ビルマ及び英印石油産額 (單位 噸)

第五表 地域別錫及タングステン鑛産額 (一九三八年度 單位 數量噸 金額ルピー)

地域	錫		タングステン	
	數量	金額	數量	金額
アマース	三七	五四、〇六九	一	一、五七〇
ダートン	三	四、三六三	九七	一、四、九八一
ダヴォイ	二、五五〇	二、五七二、三三一	三、〇五七	四、八七〇、六七四
メグアイ	一、八八九	二、九八九、三七三	二九八	三、四、一五六
ヤメチン	三九	三六、六五一	三九四	五四七、四六一
南部シヤン聯藩	一	二、三七〇	二	四、七三〇

一九三八年度計	四、五一九	五、六五九、一四六	三、八四九	五、八六三、五七三
一九三七年度計	四、七一一	七、八七三、五七〇	三、三四八	五、四〇四、二〇九

2 貿易

第一表 重要商品別貿易額 (一九三五年—三八年三ヶ年平均、單位 千ルピー)

項目	輸入	比率%	輸出	比率%
飲食料品、煙草	四七、四二五	二・三六	二四〇、三五六	四八・八三
油脂及蠟	七、四三一	三・三四	八三三	一・六九
化學製品	七、三〇八	三・三九	二、一七三	〇・四四
ゴム及同製品	一、六六七	〇・七五	四、〇七一	〇・八三
木材及コルク	八四三	〇・三八	三七、九九九	七・七一
紙	三、九四五	一・七七	一一	—
皮革及同製品	八五二	〇・三八	二、三〇六	〇・四六
織物(含原料)	五四、二二三	二四・四五	一一三、二三四	二・六八
服飾品及衣裳	二〇、五一〇	九・二四	三三一	〇・〇六
光熱動力源用製品	一一、五四六	五・六五	一一九、二六四	二・三五
鑛物及同製品	四、九二二	二・二一	三三	—

貴金屬鑲物寶石及同製品	1,050	0.47	45
卑金屬鑲物及同製品	20,946	9.44	56,407
機械器具	23,266	10.49	58
雜品	14,835	6.69	4,687
計	31,739	100.00	492,248

第二表 主要相手國別貿易額比率 (%)

相手國	自一九二〇—一九二三年平均		自一九二一—一九二三年平均		自一九二五—一九二六年平均	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
印度	41.4	44.3	49.8	56.9	49.0	55.3
英國	24.6	8.7	21.5	8.3	20.5	23.9
錫蘭	0.8	7.7	0.3	5.7	0.2	5.8
海峽植民地	2.3	6.6	2.6	4.7	2.8	5.1
馬來聯邦	—	2.8	0.1	0.2	—	1.2
香港	0.9	0.8	0.9	0.7	1.2	—
英帝國領小計	69.8	71.5	75.0	76.9	73.9	80.3
ドイッ	3.3	6.8	2.5	4.8	2.7	2.9

相手國	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
オランダ	2.6	2.5	1.9	1.9	1.4	1.3
ベルギー	1.6	2.9	0.6	1.4	1.6	1.7
スウェーデン	—	2.3	—	1.7	0.1	0.6
ハルビン	1.4	1.6	1.4	0.4	0.3	0.3
中華民國	0.8	5.3	0.3	4.7	0.2	0.8
日本	7.6	1.4	10.1	2.4	10.2	3.3
日米	5.3	0.7	3.9	0.5	3.4	0.7
米	3.3	3.0	2.4	1.6	2.7	1.7
諸外國小計	23.8	23.0	20.4	16.8	20.7	10.7
總計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第三表 ビルマ貿易の主流 (單位 十萬ルーピー括弧内%)

相手國	自一九三一—一九三四年平均		自一九三五—一九三八年平均	
	輸入	輸出	輸入	輸出
印度	98.8 (49.9)	26.2 (56.9)	108.6 (49.1)	26.9 (55.3)
印度外英帝國領	5.7 (25.6)	1.3 (23.6)	5.6 (25.7)	1.4 (28.9)





第六表 一般商品輸入額と米輸出額との比較

(單位 千ルーピー)

年次	米輸出額	一般商品輸入總額	米輸出
一九二八—二九年	三七九、三六六	三六四、七八一	+ 一四、五八五
一九二九—三〇年	三九七、八三三	三六七、二六八	+ 三〇、五六五
一九三〇—三一年	三〇六、〇七四	三〇五、七七七	+ 二九七
一九三一—三二年	二四一、九九六	二二七、七六三	+ 一四、二三三
一九三二—三三年	一九六、一三二	二二一、八六〇	- 二五、七二八
一九三三—三四年	一九四、九二七	一九六、七五八	- 一、八三一
一九三四—三五年	二二二、一九一	二二三、五五四	- 一一、三六三
一九三五—三六年	二一五、一五六	二〇八、三〇〇	+ 六、八五六
一九三六—三七年	二〇九、一七三	二一八、〇一九	- 八、八四六
一九三七—三八年	二〇八、六〇三	二三八、四九七	- 二九、八四四

三、世界新秩序日誌

【一般】

昭和十六年

- 九・九 外務省、馬來、近東、歐洲へ邦人引揚船三隻を派遣すべく出發準備中と發表  
英首相米英洋上會談内容を下院で報告  
在本邦英居留民引揚に安徽號派遣に決定
- 十 若杉駐米公使横濱出帆
- 十三 米、重慶への軍事使節第一班出發
- 十六 イラン皇帝退位
- 十七 米、大統領を首班とする陸海總司令部を新設
- 十八 滿洲事變十週年記念日  
モロトフ外相、英米ソ會談ソ聯代表に決定
- 廿七 三國同盟一週年記念日
- 十・二 初代駐日タイ大使ヒナ氏信任狀捧呈
- 三 濠洲内閣總辭職、労働黨首カーテイン氏組閣  
イラン、本邦外交特權を否認  
米英マニラ會談終了
- 五 日滿支貿易連絡協議會開催
- 七 外國郵便取締強化省令公布  
佛印へ資源調査團派遣、團長横山元スベイン公使に決定
- 九 獨土經濟協定調印  
パナマ大統領クーデターによりキューバに亡命
- 十一 米國向邦船三隻配船發表
- 十三 行政機構戰時體制化の企畫院原案成る  
伊土經濟協定成立

- 十四 葡領チモール島首府デリーとバラオ間定期空路開設の日葡協定成立
- 米・亞通商協定調印
- 十六 第三次近衛内閣總辭職
- モスクワ駐在外交團クイヴィシヅに向ふ
- 十七 東條陸相に大命降下
- 米驅逐艦氷島沖で雷撃さる
- 十八 東條内閣成立、聲明發表
- 十・十九 モスクワに戒嚴令施行
- 二十 建川駐ソ大使、クイヴィシヅに引揚
- 廿二 安藤紀三郎中將、大政翼賛會副總裁就任
- 米國海軍、ウラジオ經由の授ソ物資輸送を取止めアルハンゲリスク經由と發表
- 廿三 獨伊に新通商協定締結
- 廿四 第七十七臨時議會召集奏請(十一月十五日より五日間)
- 葡領チモール島デイリーとバラオ島間航空事業設定
- 廿七 鐵道省、旅客運賃引上げ決定
- 三十 獨軍モスクワへ五里に迫る
- 卅一 間接稅中心の増稅案要綱閣議決定
- 十一・四 官廳事務簡捷化要綱閣議決定
- 五 野村駐米大使援助の爲め來栖前駐獨大使を米國に派遣
- 日本海汽船氣比丸、清津沖でソ聯機雷に觸れ沈没
- 六 ル大統領十億ドルの對ソ借款供與發表
- パナマ政府、國內日本商業機關に對し營業許可を取消
- 七 日伯文化條約批准交換、十二月五日實施と決定
- 中立法修正案、米國上院通過
- パナマ政府、在留日本人追放に關する日本政府の抗議を一蹴
- 八 帝國政府、パナマ政府に嚴重再抗議

- 十 第七十八議會十二月廿四日召集の旨仰出さる
- 十一 許可認可等行政事務處理の簡捷化に關する勅令案要綱閣議決定
- 大湊、鎮海、馬港、旅順各要港部を警備府、阪神海軍部を大阪警備府と改稱
- 十二 クロアチヤ國の三國條約參加議定書樞府本會議で承認
- 十三 臨時増稅案閣議決定、初年度一億七千三百萬圓、平年度六億三千五百萬圓、十二月一日實施と發表
- 米中立法條正案十八票の差で下院通過
- 十四 臨時議會提出追加豫算四十三億一千五百萬圓、内臨軍費卅八億圓閣議決定産業設備團法案閣議決定
- 遣米第一船龍田丸横濱歸着
- 來栖大使桑港到着
- 十五 兵役法施行令中改正公布施行
- 第七十七臨時議會成立
- 來栖大使華府到着
- 十七 東條首相帝國重大決意表明
- 來栖、野村兩大使ル大統領、ハル長官と初會談
- イラク政府對日斷交を公表
- 十八 岸商相、企業許可令實施を言明
- 賀屋藏相、直接稅大增稅、日銀條例大改正を來議會提案を表明
- 臨軍事費(三十八億圓)成立
- 岸商相、遊休未働設備現在高廿五億圓と發表
- 野村、來栖、ハルの日米第二次會談、ハル長官一般問題討議と發表
- 十九 日米非公式會談行はる
- 野村、來栖、ハルの日米第三次會談、内容依然未發表
- 佛北亞駐屯軍司令官ウエーガン將軍罷免
- 日商總會で全經濟力集結を宣言

廿一 星港に増援濠洲軍到着發表  
第七十七議會閉院式舉行

邦人引揚船、近東、印度より日枝丸、英領ボルネオ、比島より箱根丸共に神戸入港

英海相、極東艦隊増強を言明

廿二 ハル長官、英、濠、蘭、重慶各大公使に日米會談經過報告

野村、來栖、ハルの日米非公式會談  
英新銳戰艦ウエルズ號東亞來航を米紙報ず

國民勤勞報國協力令公布

廿三 蘭印引揚第二船日昌丸神戸歸着

臨時地方長官會議開催

米陸軍部隊ボーキサイト保護の爲蘭領ギヤナに派遣とホワイト・ハウス發表

在米邦人引揚に龍田丸再派遣發表

ハル長官、英、濠、蘭、重慶各大公使と再會談

廿五 チモール島デリー行一番機バラオ出發

防共協定五ヶ年延長、ベルリンで新議定書調印式舉行、國民政府等七ヶ國新參加

廿六 マレー、比島よりの邦人引揚船淺間丸神戸入港

駐日米大使館、在日米人に急速引揚勸告

廿七 滿洲開拓第二次五年計畫廿二萬戸入植決定

野村、來栖兩大使、ル大統領、ハル長官と第五次公式會談を行ふ

三十 日滿華締盟一週年記念日三國首腦交歡放送行ふ

十二・一 野村、來栖兩大使、ハル米國務長官を訪問

二 米國は太平洋情勢の變化に應ずる爲め日本の對外貿易禁止乃至封鎖を準備中と傳へらる

十八 駐華大使本多熊太郎氏病氣辭職の爲め後任は重光葵氏に決定

財界と政府との官民懇談會開催

廿一 敵産管理法公布、即日施行

昭和十七年

一・六 滿洲開拓第二期五ヶ年計畫要綱發表

七 重要物資管理營團法案要綱正式決定

八 モーゲンソー米財務長官、在米比島資産凍結を發表

十三 政府、財界第二回懇談會開催

十五 汎米外相會議リオ・デ・ヂャネイロに開催、米國の南米諸國抱込工作の成否注目さる

ガルミツシュに於て獨伊海軍首腦重大協議

十六 メキシコ政府、在留邦人に對し強制移住命令發令

所得稅法中改正法案外十三改正法案外計十七の増稅案閣議決定

大東亞戰爭展開

三 ハル米國務長官對日文書發表

五 わが兩大使ハル米國務長官を訪問、大統領照會に對する回答文を手交

八 臨時議會召集(一月十五日召集、會期二日)の詔書公布

外務省對米通牒覺書と日米交渉の經過發表

九 ソ聯官邊、對日政策不變と確言

昭和十七年度一般會計豫算六十二億一千二百萬圓と決定

十二 對米英戰爭は支那事變も含めて「大東亞戰爭」と呼稱するに決定

十六 第七十八臨時議會開院式、陸海兩相より大戰果發表

物資統制令公布、即日施行

衆議院、大東亞戰爭完遂決議案を全會一致可決

平年度増収は十一億五千二百萬圓の見込

十七 新聞事業令に基く統制團體日本新聞會(假稱)の設立委員會開催

十八 日獨伊軍事協定調印

二十 某地に新設の海軍司政長官に元警親總監池田清氏任命

廿一 第七十九通常議會再開  
東條首相施政方針演説で比島、ビルマの獨立許容を言明

陸海相戰況報告

臺灣總督府機構改革發表

廿三 東條首相、鈴木企畫院總裁、南方經濟建設方略を闡明

蘇聯中立嚴守言明を東郷外相發表

東條首相、重慶政府の反省を促す

汎米外相會議、亞智兩國の主張により

對樞軸斷交案を勸告形式に緩和

廿四 臨時軍事費豫算追加百八十億圓閣議決

定

米査問委員會、キンメル、ショート兩司令官職務怠慢と斷定

比島、英領馬來及ボルネオ、蘭印のみを「南方」と稱呼する旨政府發表

廿五 南方開發渡航は計畫統制、拓士嚴選の政府方針明示

廿六 司法省、裁判所構成法戰時特例案(二審制斷行)を議會提出

更生金庫の轉廢業所要資金推定九億九千萬圓と發表

濠洲危機に騒然、カーチン首相對英不滿放送

廿七 ル大統領、西南太平洋に速かに救援軍派遣を言明

廿八 勞力増強上轉廢業積極化を岸商相言明  
亞、伯、智、秘南米四國軍事會談近く開催と發表

廿九 臨時軍事費豫算追加案成立

英、蘇、イランの三國同盟條約調印

ナチス政權掌握記念日演説でヒ獨總統吾が大戦果に感謝

卅一 技術院創設、初代總裁に井上匡四郎子就任

### 【戰況】

昭和十六年

十二・八

米英に對し宣戰布告の大詔渙發

大本營陸海軍部、帝國陸海軍は本八日未明西太平洋上に於て米英軍と戰鬪状態に入れりと發表

海軍航空部隊、ハワイを決死的大空襲し世界戦史未曾有の大戦果を擧ぐ

上海在港の英砲艦を撃沈米砲艦を捕獲わが陸海軍部隊上海租界、天津租界に進駐、米英權益を接收

英軍泰領に侵入、わが軍反撃す

陸海軍航空部隊、比島、ウエーキ、グ

九

グアテマラ對日宣戰布告

日、佛印共同防衛に關する交渉成立  
アルゼンチン、ウルグアイ中立宣言

十

比島に奇襲上陸作戰敢行

グワム島の敵前上陸成功  
海軍航空部隊、マレー半島東岸クアンタン沖に於て英東洋艦隊旗艦プリンスオブ・ウエールズ及びレパルスを撃沈トルコ中立宣言

十一

日・泰攻守同盟成立

獨伊兩國米國に宣戰布告

アム、オフア、サモア、ミッドウエーを爆撃

マレー半島シンガポールの北部主要地點に敵前上陸敢行

日本軍の泰國內通過に關する泰國側の便宜供與に付き日・泰間の交渉成立

米、英、濠洲、ホンチユラス、ギリシヤ對日宣戰布告

- 日、獨、伊間に四ヶ條より成る協定締結
- ハンガリー對米宣戰布告
- 米國、獨、伊へ宣戰布告
- 十二 日・佛印軍事協定成立
- ルーマニヤ、スロヴァキヤ對米宣戰布告
- 十四 山西省南部陵川地區の中央直系軍の殲滅戰展開
- 十六 グラム島完全占領
- 英領ボルネオに敵前上陸
- 十七 米政府、太平洋艦隊司令長官キンメル大將を罷免、ニミッツ提督を新任
- グイシー政府、日獨伊と米國の戰爭に中立宣言
- 二十 ミンダナオ島ダヴァオ占領
- 廿三 ウエーキ島に敵前上陸、同島占領
- 廿五 香港陥落
- 黃河南岸に向つて行動を起しオールドス大作戰の火蓋を切る

昭和十七年

- 廿六 英、蔣軍事同盟成立
- ブルガリヤ、對英宣戰布告
- 一・二 比島マニラ市占領

- 五 ブルネイ(英領ボルネオ)、ラブアン島占領
- 十一 クアラ・ルムプール(マレー聯邦州政廳所在地)占領
- 十二 わが潜水艦ハイワ西方洋上にて米航空母艦レキシントン撃沈
- 十四 舊臘廿四日より開始の第二次長沙作戰完了し原駐地歸還
- 十五 マレー擄取の策源地マラッカ占領
- 海軍航空部隊、ジロロ島、ニューギニア、モルツカ諸島、ニュー・ブリテン

- 鳥を爆撃
- 比島バタアン半島オロンガボ南方に敵前上陸
- 廿一 泰、ビルマ國境を突破ビルマに進攻
- 廿四 蘭領ボルネオ島バリツクババン、セレベス島ケンダリーに敵前上陸敢行
- 廿五 ニューブリテン島ラバウル、ニューアイランド島カピエンクの敵前上陸成功
- タイ國政府、對米英宣戰布告、ビルマ領に進撃開始
- 米政府、眞珠軍港の戦死者海軍四千五百、陸軍一千と發表
- 廿六 畑總司令官、南方作戰と呼應し對重慶武力戰強化を聲明
- 廿七 帝國潜水船はスマトラ、ジャバ方面で廿二日迄に敵船十三隻八萬八千トン撃沈と發表
- 吾が驅逐艦マレー東岸で英驅逐艦を撃

沈

- 卅一 ジョホール・バル占領、マレー半島征服完了

【大東亞】

- 昭和十六年
- 九・一 滿鐵旅客運賃値上決定
  - 二 中支振興、中央儲備銀行に五百萬元の當座貸越を設定
  - 滿洲開拓民第二期計畫決定
  - 五 滿鐵貨物運賃一割方値上に決定
  - 七 タイ・佛印國境確定第一回小委員會開
  - 八 滿洲五ヶ年計畫強化、食糧、輕工業十五會社設立に決定
  - 在上海米英系十四銀行間相場による爲替供給を停止

- 九 芳澤謙吉氏佛印特派大使に任命
- 十 佛印特派大使機關は河内、西貢に分駐と決定
- 十一 大同の新炭層確定、埋藏量四百五億ト
- 十二 華中邦人煙草六社統合
- 十三 華北炭増産に滿炭遊休資材振向と決定
- 十四 華北綿業統制會設置方針決定
- 十五 滿洲・スペイン友好通商條約調印
- 十六 滿蒙國境確定混成委員會開く
- 十七 國民政府、上海より非占領地區への移出廿五日より禁止布告
- 十八 米通運銀行天津支店閉鎖
- 十九 長沙完全占領
- 二十 裕駐日中國大使徐外交部長と入替
- 二十一 上海の十月分輸入爲替割當百萬ドルと決定、外華商恐慌
- 二十二 鄭州占領
- 二十三 佛印政府外交部新設
- 二十四 國府、佛印に通商代表部設置
- 二十五 國府、上海よりの綿製品輸出許可制實施
- 二十六 米支鑽石資源探掘條約を締結、奧支の發掘權獨占
- 二十七 上海綿糸布輸出許可制で暴落
- 二十八 國府通商代表西貢到着
- 二十九 滿、外蒙國境確定委員署名調印
- 三十 本溪湖煤鐵公司の宮原熔鐵爐火入れ
- 三十一 上海市場の舊法幣不安深化し、軍票、米ドル急奔騰
- 三十二 泰、佛印國境劃定の現地作業開始
- 三十三 軍票の思惑買依然旺盛、上海綿業取引所新規賣買停止
- 三十四 ソ聯、授蔣物資輸送中止を通告
- 三十五 上海共同租界工部局、輸入統制會結成を決定
- 三十六 佛國政府、佛印、泰間の陸上貿易禁止解除の法令公布

- 卅一 華北に於ける中國聯銀以外の小額通貨の流通本年末限りで禁止發表
- 卅二 滿洲國政府、資本所得稅、法人所得稅油脂稅創設を決定公布、即日施行
- 卅三 華中に於ける我が軍管理の紡績、製油工場を國民政府に正式返還
- 卅四 支那派遣軍、南京の第三國權益保護權を國民政府に移讓
- 卅五 マレーの日本人經營鐵礦山近く閉鎖を命ぜらる
- 卅六 芳澤佛印大使ハイフォンに到着、聲明書發表
- 卅七 中國國民黨、南京に於て四中全會を開く
- 卅八 十七年度より實施の滿洲國第二次産業五ヶ年計劃概要發表
- 卅九 ナショナル・シテイ銀行大連支店閉鎖決定
- 四十 中國四中全會終了、汪氏宣言發表
- 四十一 英、米、蔣の香港經濟會議終了
- 四十二 ビン泰首相陸海軍最高指揮官就任
- 四十三 華北交通、鐵道旅客運賃三割引上ぐカナダ軍香港到着
- 四十四 上海米國駐屯軍、大統領より引揚命令
- 四十五 重慶側ビルマ路防衛協定成立を放送
- 四十六 重慶參政會第二次大會開かる
- 四十七 赤谷氏上海海關長に邦人として初めて就任
- 四十八 西貢、米領事館に爆彈騒ぎ
- 四十九 在北京米大使館、華北、蒙疆在留米人に至急引揚勸告
- 五十 上海駐屯米陸戰隊第一回撤收
- 五十一 タイ國議會、新國防法案可決
- 五十二 イタリヤ總領事館保管中の天津鹽務局を國府に返還
- 五十三 芳澤特派大使、ドク1佛印總督と正式會見
- 五十四 南京飛行場格納庫、海軍大禮堂、砲艦

- 海虎を國府に讓渡
- 在香港米總領事館在香港米人に引揚勸告
- 蘭印政府、陸軍全部に對し動員下令と共に全豫備兵召集
- マレー總督、志願兵、空軍全豫備兵に召集令を發す
- 上海より撤收せる米國マリン隊、マニラ駐屯の旨マニラ海軍當局發表
- 香港政廳、香上銀行をロンドンに移轉の旨發表
- 英公使館、泰國在留英人に引揚勸告

大東亞戰爭展開

- 八 國民政府、在中國皇軍と協力して米英權力排除に決定
- 張瀾洲國務總理、聖戰へ協力の決意表明
- 十 米國、在米の泰資産凍結
- 十三 泰、米英資産凍結

【産業】

- 十五 滿洲國政府、國防保安法、同施行令を公布、即日施行
- 廿四 泰國、滿洲國に公使館新設
- 昭和十七年
- 一・十二 重光大使、汪首席に信任狀捧呈
- 十九 香港に占領地總督部を設置、總督に磯谷廉介中將親補
- 英當局、ビルマ首相ウー・ソー逮捕を發表
- 二十 文部省學術調査團、山西省に派遣決定
- 廿三 マニラ邦人銀行業務開始
- 大マニラ市長ヴァルカス氏比島行政長官に任命
- 廿六 比島新中央行政機構陣容成る
- 廿七 砂田代議士、現地某要職に就任の爲議員辭任
- 卅一 比島行政顧問機關に參議院創設

昭和十六年

- 九・四 蘭印ビンタン島のボーキサイト鑛大埋藏發見に南洋アルミ六倍増産計劃發表
- 十 中小工業對策に官民委員會新設
- 十七 帝國アルミ、マグネシウム統制に決定
- 廿六 生活資材供給を軍需同様に陸相同意
- 十・十一 海運特別法人の組織要綱内定
- 十三 新東亞海運會社設立委員會總會開催
- 十・廿四 軍管理工場も統制會へ参加する事に陸海、商三省次官間で諒解成立
- 廿八 統制會設立の十二業種（第一次）開議決定
- 三十 重要産業指定規令則布
- 十一・四 津島壽一氏、北支那開發株式會社總裁受諾
- 廿 鐵鋼統制會成立
- 廿六 石炭統制會成立
- 十二・六 中小商工業者轉業資金交附問題に付き商工、農林兩省案成り各府縣宛通牒を

大東亞戰爭展開

發す

- 九 逕信省に有力海運業者を召集、官民懇談會開催
- 十二 企業許可令公布、十三日施行
- 十八 鑛山統制會創立總會開催
- セメント統制會創立總會開催
- 廿二 車輛統制會成立
- 廿四 自動車統制會成立
- 廿九 重要機械製造事業法令同施行規則公布一月六日施行
- 昭和十七年
- 一・十 精密機械統制會創立總會開催
- 十二 電氣機械統制會成立
- 十四 鐵鋼製品工業組合聯合會創立委員會開催
- 十五 第六回電力審議會で發送電五ヶ年計劃案（自昭和十七年至同廿一年）可決

産業機器統制會及び金屬工業統制會成立

廿二 日本産業振興協會撰の勤勞訓、關係官廳其の他の審査決定を経て全國各職場に掲出

廿八 造船統制成立

【貿易】

昭和十六年

九・二 米國對日石油供給更に縮減

九 インド、本邦製綿布人絹布輸入を禁止

十 イラク對日ペター制を廢棄

十 ビルマ米穀の輸出制限強化

十一 米英貿易協定成立發表

十二 エクワドル、古鐵、棉花、羊毛を禁輸

十二 インド十二日以降本邦よりの綿、絹、人絹織物、交織物の輸入を禁止

十五 米、上海向高オクタン價石油の禁輸

十六 昭和十六年度日滿支輸出計畫綱領閣

議決定

廿八 カナダ、全面的對日輸入許可制實施

十・六 南洋貿易調整令タイ國にも適用

七 日本毛麻糸布輸出組合、圓域向輸出代行制實施に決定

八 日・滿・支貿易連絡協議會で日本貿易會(假稱)の設置による一元的強力統制に意見一致

對泰貿易、輸出は割當制、輸入は代行制を容認

米、英、蘭印全面的對日石油禁輸を協定

九 日滿支貿易連絡協議で第三國貿易調整の爲の統制機關設置決定

日本貿易報國聯盟は大東亞産業貿易調査會を新設

十三 飲食物等二十三品目の輸入税緩和

滿洲國貿易事情懇談會で滿洲國側通關手續の簡易化表明

十四 エクワドル、對日貿易に求償制實施を發表

十五 インド、本邦品輸入制限を緩和

十九 イラク政府、對日通商關係斷絶、日本通商代表の退去を要求

廿二 比島政府、對日輸出許可制を嚴重化

廿五 日本棉花輸入統制會社は第三國棉花輸入會社廿四社を指定、中國棉花輸入は統制會社が當る事に決定

十一・四 インド輸入統制官、對日禁輸品目の一部改正を示達

五 商工省對滿輸出指定品目を追加公布、即日施行

五 蘭印政府、石油輸出許可制を葡領チモール島に適用

六 ラングーン駐在日本領事館よりビルマ在住日本人商社全部に對し引揚勸告せる旨現地新聞報道

十 英、佛、蘭印、重慶への石油再輸出再

開を米經濟國防局許可

廿四 アルゼンチン、本邦との通商條約延長を拒絶

十二・一 日本纖維製品輸出振興會社、纖維製品滯貨の處分要綱決定實施

四 米國輸出許可制を強化

大東亞戰爭展開

九 菱沼商工省貿易局長官、業者の勇奮を俟つ旨の談話發表

十六 日本貿易報國聯盟臨時會員總會を開催

大東亞戰爭完遂に關する業者の宣言決議發表

廿二 貿易業整備要綱決定各地方長官宛通牒

日本貿易會設立發令

昭和十七年

一・八 化學製品輸出振興株式會社創立

十二 日本貿易會設立委員會開催

十三 アルゼンチン、ゴムの再輸出禁止發表



- 十四 日本貿易報國聯盟、第五回貿易國策研究會開催
- 廿三 南方作戦地區に對する物資交易當面の方策として一切國家會計に依る買取輸出入を爲す旨議會に於て鈴木企畫院總裁より説明
- 廿七 日本貿易會創立總會開催(二月一日業務開始の豫定)

【金融】

- 昭和十六年
- 九・八 國民更生金庫、共助斟酌、轉廢業者の範圍に付き方針決定
- 九 全貨物荷役賃率決定
- 十一 時局共同融資團發足
- 十三 米、凍結證券賣却取締強化
- 十六 十六年度資金統制計劃決定
- 廿四 十六年度豫算節約額十三億二千三百萬

- 廿六 圓と閣議決定  
興銀、時局金融手形により地銀遊資を動員

- 十・廿七 火災保險協定料率を平均二割引下、十一月一日より實施と決定
- 十一・一 在シリヤ本邦資産、佛ドル派凍結

- 四 東京、大阪、神戸の有力銀行十一行は資産凍結に依る滞貨三億圓の共同融資を決定
- 四 大藏省、興銀債券發行限度を倍額四十億圓に引上げるため臨時資金調整法改正案を通常議會に提出決定
- 廿二 國民貯蓄目標百七十億圓に増額

大東亞戰爭展開

- 十二・八 預金支拂制限絕對行はずと賀屋藏相聲明
- 非常時金融對策要綱成案を發表即日關係機關に發令

- モーゲンソー米財務長官、在米の日本政府並に邦人商社の全財産差押發令
- ペルー、邦人銀行預金を沒收
- 十二 本邦資産を凍結せる南米のアルゼンチン、ペルー、ブラジル、ニクワラグラ、グワテマラ、ホンデユラス、キューバ、コスタリカ、ドミニカに對し在日資産凍結
- 三十 日銀兌換券發行高六十二億三千百萬圓と最高記録示現
- 卅一 東京手形交換所社員銀行、昭和十六年度手形交換高六百三十三億七千五百七十三萬圓と最高記録示現

昭和十七年

- 一・十二 戰爭保險臨時措置法施行規則公布
- 十六 大藏省、敵産管理法に基きオランダ及び蘭印を敵國として告示
- 十七 戰爭保險臨時措置法は一月廿六日施行と決定

- 二十 日本銀行法案、南方開發金庫法案、戰時金融金庫法案議會提出

- 廿一 昭和十六年中全國手形交換高一千三百八十八億圓、前年比六十六億圓増

- 廿三 東京手形交換所理事長に加藤武男氏就任

- 廿七 南方資金進出は南方開發金庫一本建を藏相議會で明示

- 廿七 賀屋藏相、郵貯利下は時期に非ずと言

- 廿八 南方商業金融に備へ臺灣銀行倍額増資内定

日本貿易報國聯盟要覽

附：大東亞產業貿易調查會要綱

# 日本貿易報國聯盟要覽

## ○役員及顧問參與

會長 藤山 愛一郎  
副會長 片岡 安  
副會長 有吉 忠一  
常任委員 全國及在滿華商工會議所會頭其他關係機關首腦者  
理事 全國及在滿華商工會議所理事並に主要貿易關係團體首腦者  
監事 關係各省局長並に關係產業團體理事者  
顧問 關係各省大臣並に關係業者首腦者

## ○定款

第一章 名稱  
第一條 本聯盟ハ日本貿易報國聯盟ト稱ス

第二章 目的  
第二條 本聯盟ハ貿易ニ關係ヲ有スル諸機關ノ大同團結ニ依リ貿易新體制ノ確立ニ資シ全面的貿易國策ニ協力スルコトヲ以テ目的トス

第三章 事務所  
第三條 本聯盟ハ本部事務所ヲ東京ニ置キ支部ヲ各地ニ置ク

第四章 事業  
第四條 本聯盟ハ目的達成ノ爲メ左ノ事業ヲ行フ  
一、民間貿易關係諸機關ノ大同團結ヲ圖リ貿易新體制ノ一元化ニ資ス  
二、世界新情勢ニ伴ヒ内外諸機關ト緊密ナル連絡ヲ爲シ、資料ノ蒐集、海外事情ノ調査、貿

- 易情勢ノ歸趨等ヲ研究シ貿易面ノ刷新ニ資ス
- 三、政府ト緊密ナル連繫ヲ保チ貿易新體制確立ニ協力ス
- 四、貿易報國運動ヲ興シ貿易振興ノ普遍化ヲ圖ル
- 五、其他新體制ニ伴フ本邦貿易振興ニ關シ必要ナル事項

**第五章 會員**

- 第五條 會員ヲ分チテ左ノ三種トシ所定ノ手續ヲ爲シ理事會ノ承認ヲ經ルモノトス
- 一、普通會員 貿易ニ關係ヲ有スル業者等ニシテ一口(金五百圓)以上ノ年會費ヲ負擔スルモノ
  - 二、名譽會員 本會ノ趣旨ニ賛同シ一時ニ二十口以上ノ普通會費ヲ負擔シタルモノ
  - 但シ爾後會費ヲ要セス
  - 三、特別會員 公共團體等ニシテ一口(金壹百圓)以上ノ年會費ヲ負擔スルモノ
- 第六條 會員ハ左ノ場合會員タルノ資格ヲ喪失ス

- 一、加盟機關ノ解散
  - 二、退會
  - 三、二ヶ年以上會費ノ納入ヲ怠リタルモノ
- 第七條 會員ニシテ左ニ該當スルトキハ理事會ノ議ヲ經テ除名スルコトアルベシ
- 但シ會員ニシテ前條又ハ本條ニ該當スルトキハ一切既納ノ會費ヲ返還セス
  - 一、本聯盟ノ名譽ヲ毀損シタルトキ
  - 二、本聯盟ノ統制ニ服ササルトキ
  - 三、會員タルノ義務ヲ履行セサルトキ

**第六章 役員**

- 第八條 本聯盟ニ左ノ役員ヲ置ク
- |      |     |
|------|-----|
| 會長   | 一名  |
| 副會長  | 若干名 |
| 常任委員 | 若干名 |
| 理事   | 若干名 |
| 監事   | 若干名 |
| 顧問   | 若干名 |
| 參與   | 若干名 |

第九條 會長、副會長ハ役員會ニ於テ之ヲ選舉ス

常任委員ハ會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス  
 理事、監事ハ會員總會ニ於テ之ヲ選舉ス  
 顧問ハ貿易ニ關スル學識經驗アル者ヨリ會長之ヲ推舉ス

參與ハ會員又ハ本會ト關係ヲ有スル官民有力者中ヨリ會長之ヲ委囑ス

第十條 會長ハ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス  
 常任委員ハ重要事項ヲ審議ス  
 理事ハ會長ノ命ヲ受ケ會務ニ從事ス  
 監事ハ會計ヲ監査ス  
 理事中ヨリ常務理事若干名ヲ互選シ常務ヲ統轄セシム

顧問ハ會長ノ諮問ニ應フ

參與ハ會長ヨリ附託サレタル重要事項ヲ評議ス

第十一條 役員ノ任期ハ三ヶ年トス  
 但シ再選ヲ妨ケス

第十二條 役員會ト事務局トノ連絡ヲ計ル爲メ幹事若干名ヲ置ク

幹事中ヨリ常任幹事一名ヲ互選シ事務局ヲ統轄各會議ニ出席セシム

**第七章 會議**

第十三條 會員總會、常任委員會、理事會、參與會ハ必要ノ都度之ヲ開ク

第十四條 會員總會ニ於ケル議決權ハ會費一口ニ付一個トス

但シ名譽會員ノ議決權ハ五個トス  
 第十五條 議長ハ會議ニ於ケル議決權一個ヲ有シ可否同數ナル場合ハ議長之ヲ決ス

第十六條 本聯盟ノ決議ハ出席會員ノ多數決ニヨル

但シ定款變更又ハ本聯盟ノ解散ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

**第八章 事務局**

第十七條 本聯盟ノ事務ヲ處理スル爲メ主事其ノ他ノ職員ヲ置ク

## 第九章 資産及會計

第十八條 本聯盟ノ經費ハ會費、補助金、寄附金及ヒ雜收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十九條 本聯盟ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル  
但シ創立當時ニ於ケル會計年度ハ本會創立ノ日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

### 第十章 補 則

第二十條 本定款施行ノ爲メ必要ナル細則ハ役員會ノ議ヲ經テ會長別ニ之ヲ定ム

## ○事業計畫案

### 一、貿易報國精神の普及徹底に關する事業

- 1、講演會、講習會の開催  
關係各方面の後援協力を得て、貿易問題、防諜問題等に就き隨時講演會、講習會を開催して、貿易新體制理念の闡明並其の普及徹底化を圖る
- 2、文書、ポスター其他に依る宣傳

### 3、貿易報國運動指導員の養成

各地支部及び關係學校當局と連絡の上指導員を誣衡養成し、之を各地の推進員として不斷に活動せしむ

### 二、貿易事情の調査、貿易政策の研究に關する事業

- 1、内外情勢の調査、情報  
官民、内外各調査情報機關を動員交流せしめ相互の緊密なる連絡協力下に内外貿易、産業金融諸問題及び其他一般政治經濟事情に對する實際的調査研究を行ひ、別に之が情報機關を特設す
- 2、官民懇談會の開催  
貿易新體制機構問題其他内外通商貿易問題及び各種時局問題に就き隨時官民懇談の機會を設ける
- 3、研究會の設定  
右と別途に各地官民各方面の第一線的權威者を網羅して貿易政策に關する研究會を常設し

理論と實際の兩方面よりする貿易國策の研究

確立に資し、併せて其の運用の萬全を圖る

### 4、相談所の設置

通商貿易上の諸問題に關する業者の質疑に應答し、更に意見開陳其他に就き官民の連絡斡旋を圖り官民双方の利便に資す。

### 5、部會の開催

各種部會を開催し諸般の問題に就き夫々専門的立場より審議研究し、其の決定項目を本聯盟の名に於て政府各當局に傳達之が達成を期す

### 三、貿易振興に必要な實際的措置に關する事業

- 1、海外各地の我が公館、商社、團體及び各關係機關との連絡
- 2、貿易實務員の養成再教育
- 3、經濟視察團、貿易使節の交換  
協定貿易時代に即應し之が實果を收むべく政府施策に側面的に協力し、民間貿易外交の推進を期す

### 4、内外博覽會、見本市の開催

世界新情勢に適應せる最も新體制的方法に依り當時輸出品の向上宣揚に努む

### 四、輸出入品の科學的技術的研究助成に關する事業

- 1、輸出産業技術の研究助成  
科學及び技術家の團體並に官民研究機關との連繫を圖り若しくは綜合研究所を創設し戰時戦後を通ずる世界通商戦に備ふべく、我が輸出産業技術の全面的向上進歩に貢獻す
- 2、輸入代用品の發明助成  
前項同様重要輸入物資に就き之が代用品の發明を助成し、更に進んで其の事業化に就き斡旋協力す

### 五、海外進出商工業者の指導訓練に關する事業

- 1、訓練所の設定助成  
産業人口再編成の爲めの國策諸機關と連絡を圖り、海外進出商工業者の訓練指導を行ふ爲めの施設を爲す

- 2、尙ほ之と共に在外本邦商工業者の第二世教育に對する施設を行ひ、其の訓練指導を爲す
- 3、貿易拓土進出の斡旋  
官民各方面と連絡し前項に依つて訓練せられたる業者の組織的なる海外進出につき斡旋助成す

#### ○主要機關・事業

- 1、貿易相談所
- 2、貿易國策研究會
- 3、大東亞産業貿易特報
- 4、日本代表的商品選定見本市
- 5、大東亞産業貿易調査會

#### 附・大東亞産業貿易調査會要綱

——大東亞共榮經濟圈確立に協力  
せんとする本聯盟の新外局機關

#### ○設立趣旨

我が皇國百年の大計、神聖不動の大國策たる大東亞共榮圈の建設、世界新秩序の確立の爲めには、其の根本的に重要な圈内共榮經濟體制の建設が達成せられねばならず、其の爲めには又圈内産業資源の開發と貿易増進の二方策が綜合計畫的に策定遂行せられなければならない。而も之が完遂の爲めには常に中央及び現地官民の協力一體の下に周密徹底的なる調査研究を期し、其の結果を迅速果敢に處理活用すべき事肝要なりと信ずる。

即ち本聯盟は如上の見解より今次大東亞戦争の展開に先立ち、昨年秋新たに外局機關として大東亞産業貿易調査會の設立を決定し、今や諸般の準備を了へて内外事態の急進展に即應し、國策推進に全幅的協力を致さんとするものである。

○規約——組織、目的、事業

第一條 本會は大東亞産業貿易調査會と稱す  
第二條 本會の本部は東京市に置く  
本會の支部を左記に置く

京城(朝鮮)大連(關東州)臺北(臺灣)奉天、新京、  
哈爾濱(以上滿洲國)張家口(蒙疆)天津、北京、  
青島(以上華北)上海、南京、漢口(以上華中)廣  
東、厦門(以上華南)ハノイ、サイゴン(以上佛  
印)バンコック(泰)をはじめ、ヒリッピン、マ  
レー、ビルマ、ジャバ、スマトラ、ボルネオ、  
オーストラリア等大東亞共榮圏内に包攝せらる  
べき東南亞細亞の各主要地

但し必要に應じ其の他の地にも設置する事を得  
第三條 本會は大東亞共榮圏に於ける綜合的大國  
土計畫樹立に資するため、關係當局並に中央、  
現地各關係機關と緊密なる連繫を保持しつゝ、  
圈内物資、勞力、資金の總體に付き綜合計畫的  
なる動態調査研究を行ひ且つ其の結論の即時活

用化を圖るを以て目的とす

第四條 本會は其の目的達成の爲め左の事業を行

ふ

- 一、大東亞共榮圏内に於ける資源の開発、適地産業の建設、交通の整備、人口の配分、貿易の増進、通貨金融措置の改善其他に關する地域別、部門別の科學的調査研究
- 二、大東亞共榮圏内に於ける各種資源の企業化並に圈内渡航に關する助成、斡旋
- 三、大東亞産業貿易年鑑の發行
- 四、大東亞會館(假稱)の設置
- 五、其他の目的達成上必要なる各般の事業

第五條 本會は本部に本部委員會を、支部に支部委員會を常設す

第六條 本部に本部委員長一名を置き、支部に支部長一名を置く、本部委員長並支部長は日本貿易報國聯盟會長之れを委囑す

但し支部長は支部委員長を兼務す  
本部委員は内地在住の民間學識経験者中より參

拾名内外を會長委囑し本部委員會を構成す

支部委員は支部所在地在住の官民學識経験者中より貳拾名内外を支部長委囑し支部委員會を構成す

本部常務理事數名は會長之を任命し本部常務を處理す

支部常務理事一名は支部長任命し支部常務を處理す

本部、支部共必要に應じ本部委員長、支部長の同意を得て他の職員を置く事を得

第七條 本部委員會、支部委員會、連絡會議

本部委員會は各支部委員會に對する諮問事項並に各支部委員會よりの答申、報告、申達事項に關し審議し、其の結論に付き建議、斡旋其他の實際的處理を爲すものとす

支部委員會は本部委員會よりの諮問、委囑に基き又は委員長たる支部長の自發的企劃の下に當該地域を中心とせる各般の調査、研究、討議を爲し、其の結論を本部委員會に答申、報告、申

達するものとす

連絡會議は一ヶ年一回以上東京本部又は他の適當なる個所に於て會長、本支部委員長、本支部理事其他參集の下に開催、本會運用方針其他當面緊急の重要案件に付き協議を行ふものとす

第八條 本會經費は日本貿易報國聯盟の事業費中よりの支出金並に補助金に依る

昭和十七年三月十一日印刷 大東亞産業貿易年報第一輯  
昭和十七年三月十五日發行 定價 壹圓七拾錢

編者 日本貿易報國聯盟  
倉林繁

發行者 高山金一  
東京市神田區小川町二ノ十

印刷者 菅生定祥  
東京市神田區錦町三ノ二

配給元 日本出版配給株式會社  
東京市神田區小川町二丁目十番地

發行所 商工行政社  
振替東京一三二五  
會員番號一一二〇七番  
東京市神田區小川町二丁目十番地

發賣所

高山書院  
電話神田八一〇番  
振替東京八三八九三番

協榮印刷所印刷



東京商科  
大學教授

赤松 要編輯

# 新世紀經濟年報

變轉極まりなき國際情勢と共に變化する世界經濟の急流は、兎もすれば其の變化の本質を見失ひがちである。本年報は特に此點に留意しその經濟現象に貫流する質

一ヶ月 四回發行

的形態を究め、以て現在を誤らしめず、今後の指標を樹てんとしてゐる。經濟人の好個の指針、學生の教科書として、また知識人の高き常識書でもある。

B 六  
三〇〇頁内外

第八輯 定價一・五〇  
送料 一〇

商工省唯一の速報誌

全商工業關係必備!!

本誌は商工省と業者をつなぐ動脈である。當局の意圖するところは直ちに此の動脈を通つて業者に流れ込む。各月々の重要な問題、法令の解説、通牒、

商工省 編纂

# 商工通報

一ヶ月（一日・十五日）

二回づつ發行

會議等、凡そ商工關係のすべてが本誌によつて傳へられる。正に業者にとつて本誌ほど貴重にして至便なるはない。全國商工關係に是非お奨めしたい。

B 五  
各冊四八頁 定價一ヶ月分二・五二  
送料 共

東京市神田區高神山書院 電話 八三三九 一八八〇 振替 東京 八三三九 〇一ノ二

終

Y 1.70